

長 島 町 障 害 者 計 画  
第 5 期 長 島 町 障 害 福 祉 計 画  
第 1 期 長 島 町 障 害 児 福 祉 計 画

計画書案

平成 30 年 3 月

鹿児島県 長島町

※白紙です

## 目 次

第1章 計画の概要.....	3
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の概要.....	4
(1) 計画の位置づけ.....	4
(2) 策定事項.....	4
(3) 関連計画との関係.....	5
3 計画の期間.....	5
4 近年の障害者を取り巻く制度改正の動き（国）.....	6
5 国の障害者基本計画（第4次）の基本的考え方.....	8
(1) 障害者基本計画（第4次）の位置づけ.....	8
(2) 障害者基本計画（第4次）の基本的な考え方.....	8
(3) 各分野に共通する横断的視点.....	8
(4) 施策の円滑な推進.....	9
6 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画に係る国の基本指針内容.....	10
(1) 見直しの主なポイント.....	10
(2) 成果目標に関する変更点.....	11
(3) その他の見直し.....	11
7 計画の策定体制.....	13
(1) 長島町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会.....	13
(2) アンケート調査.....	13
第2章 長島町における障害者の現状.....	17
1 障害者数の推移.....	17
(1) 全体（身体・知的・精神）.....	17
(2) 身体障害者手帳所持者.....	18
(3) 療育手帳所持者.....	19
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者.....	20
(5) 障害福祉サービスの状況.....	21
(6) 障害児の保育・教育状況.....	22
(7) 長島町（役場）における障害者雇用の状況.....	23
2 アンケート調査結果概要.....	24
(1) 介護者の健康状態について.....	24
(2) 外出頻度について.....	24
(3) 就労について.....	25
(4) 災害時について.....	26
(5) 障害福祉サービスの利用状況・利用意向について.....	27

(6) 差別等について.....	28
(7) 成年後見制度の認知状況について.....	28
第3章 基本理念及び基本的な考え方.....	31
1 基本理念.....	31
2 基本的な考え方.....	32
(1) 地域社会における共生.....	32
(2) 差別の禁止.....	32
3 基本的視点.....	33
(1) 障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保.....	33
(2) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上.....	33
(3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援.....	33
(4) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援.....	33
(5) 障害のある女性、子ども及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援.....	34
(6) P D C A サイクル等を通じた実効性ある取組みの推進.....	34
第4章 障害者計画.....	37
第1節 地域で生活するための支援体制の強化.....	38
1 生活の支援.....	38
(1) 意思決定支援の推進.....	38
(2) 障害福祉サービスの質の向上等.....	39
(3) 障害児に対する支援の充実.....	40
(4) 福祉用具等の利用促進.....	41
2 保健・医療の推進.....	42
(1) 精神保健・医療の適切な提供等.....	42
(2) 保健・医療の充実等.....	43
(3) 保健・医療を支える人材の育成・確保.....	43
(4) 難病に関する保健・医療施策の推進.....	44
(5) 障害の原因となる疾病等の予防・治療.....	44
3 地域包括ケアシステムの構築.....	45
(1) 地域移行支援・地域生活支援の充実.....	45
(2) 相談支援体制の充実.....	47
(3) 地域福祉の充実.....	48
(4) 障害福祉を支える人材の育成・確保.....	48
第2節 社会生活と自立の支援.....	50
1 教育の振興.....	50
(1) インクルーシブ教育システムの推進.....	50

(2) 教育環境の整備.....	51
(3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実.....	51
2 文化芸術活動・スポーツ等の振興.....	52
(1) 文化芸術活動, 余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備.....	52
(2) スポーツに親しめる環境の整備.....	53
3 雇用・就業, 経済的自立の支援.....	54
(1) 総合的な就労支援.....	54
(2) 経済的自立の支援.....	54
(3) 障害者雇用の促進.....	55
(4) 障害特性に応じた就労支援.....	55
(5) 福祉的就労の底上げ.....	55
第3節 人権の尊重と共生社会の推進.....	56
1 生活環境の整備.....	56
(1) 住宅の確保.....	56
(2) 移動しやすい環境の整備等.....	57
(3) アクセシビリティに配慮した施設, 製品等の普及促進.....	57
(4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進.....	58
2 情報アクセシビリティの向上.....	59
(1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上.....	59
(2) 情報提供の充実等.....	59
(3) 意思疎通支援の充実.....	59
(4) 行政情報のアクセシビリティの向上.....	60
3 安心・安全な生活環境に向けて.....	61
(1) 防災対策の推進.....	61
(2) 防犯対策の推進.....	62
(3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済.....	62
4 差別の解消, 権利擁護の推進及び虐待の防止.....	63
(1) 権利擁護の推進, 虐待の防止.....	63
(2) 障害を理由とする差別の解消の推進.....	64
(3) 行政等における配慮の充実.....	64
5 広報・啓発の推進.....	65
(1) 広報・啓発活動の推進.....	65
(2) 障害及び障害者理解の促進.....	66
(3) 福祉教育等の推進.....	66
(4) ボランティア活動の推進.....	67

第5章 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画.....	71
1 国の基本指針の見直しに係る目標の設定.....	71
(1) 施設入所者の地域生活への移行促進.....	71
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	71
(3) 地域生活支援拠点等の整備.....	71
(4) 福祉施設から一般就労への移行.....	71
(5) 障害児支援の提供体制の整備.....	72
2 第4期障害福祉計画における計画値及び実績値.....	72
(1) 成果目標の進捗.....	72
(2) 指定障害福祉サービス等の実績.....	73
3 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画における各サービスの見込量.....	74
(1) 障害福祉サービスの見込量.....	74
(2) 障害児福祉サービスの見込量.....	77
4 地域生活支援事業.....	78
(1) 必須事業.....	79
(2) 任意事業.....	83
第6章 計画の推進にあたって.....	87
1 計画の周知.....	87
2 計画の推進体制の確立.....	87
3 国・県及び近隣町との連携.....	87
4 計画の評価・検討.....	87
資料編.....	91
1 長島町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会.....	91
(1) 設置要綱.....	91
(2) 委員等名簿.....	92
2 長島町障害者就労施設等からの物品等調達方針.....	93
3 障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例.....	95
4 用語解説.....	101

# 第 1 章 計画の概要

※白紙です

# 第 1 章 計画の概要

---

## 1 計画策定の趣旨

平成 23 年 8 月に障害者基本法が改正され、障害の有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現をめざすことが掲げられ、また、平成 25 年 4 月には、障害者自立支援法を障害者基本法の趣旨を踏まえ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」として改正施行されました。

平成 28 年 4 月には障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行されました。また、同年 6 月には障害者総合支援法が改正され、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとし、いずれも平成 30 年 4 月から施行されます。

これまで長島町（以下、本町とする）では、平成 27 年 3 月に「第 4 期長島町障害福祉計画(平成 27～29 年度)」を策定し、計画的な障害者施策の推進を図ってきました。現行の「第 4 期長島町障害福祉計画」の計画期間が終了となることから、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国の指針や鹿児島県（以下、県とする）の計画、近年行われた障害者制度改革を踏まえ、「長島町障害者計画・第 5 期障害福祉計画」を一体的に策定するものとします。また、本計画では児童福祉法の改正により障害児福祉サービスなどの見込量を定める障害児福祉計画を合わせて策定することとします。

また、平成 28 年 7 月には、厚生労働省が「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」を設置し、介護保険制度の見直しによる「共生型サービス」の創設や介護・障害の報酬改定など、「地域共生社会」の実現に向けた取組みを進めています。

「長島町障害者計画・第 5 期長島町障害福祉計画」及び「第 1 期長島町障害児福祉計画」を本町の障害者施策推進の基本とした上で、障害の有無にかかわらず、長島町民として質の高い生活の実現に向けて、あらゆる場面で基本的人権が保障される社会を構築していくことを目指します。

## 2 計画の概要

### (1) 計画の位置づけ

本計画の法定上の位置づけは以下のとおりです。

①～③の計画は、いずれも法律により策定が求められている法定計画です。

図表：計画名及び根拠法等

計画名	根拠法等
①障害者計画	障害者基本法第11条第3項に基づく 「 <u>市町村障害者計画</u> 」
②第5期障害福祉計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条第1項に基づく 「 <u>市町村障害福祉計画</u> 」
③第1期障害児福祉計画	児童福祉法第33条の20第1項に基づく 「 <u>市町村障害児福祉計画</u> 」

### (2) 策定事項

本計画の策定事項は以下のとおりです。

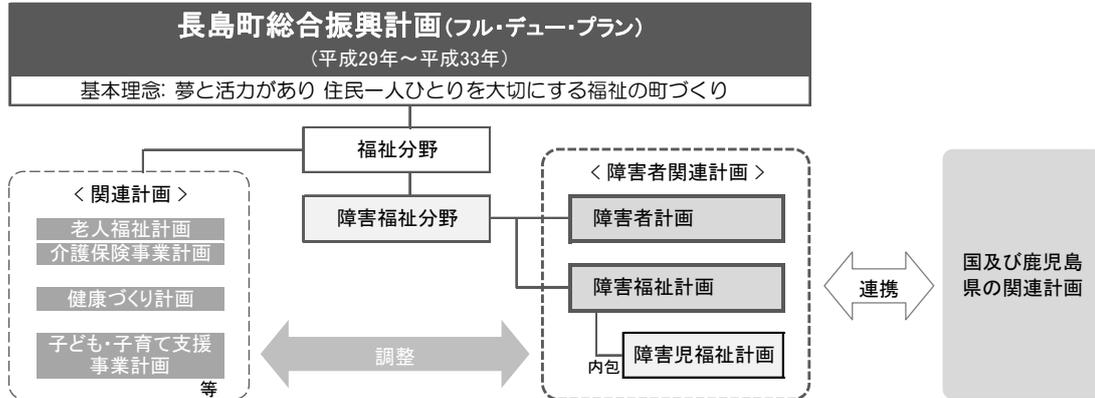
図表：計画名及び策定事項

計画名	策定事項
①障害者計画	○ 障害者のための施策に関する基本的な事項 ※発達障害児・者支援計画を包含
②第5期障害福祉計画	○ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項 ○ 各年度の障害福祉サービス、相談支援の種類ごとの必要な見込量及び見込量確保のための方策 ○ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
③第1期障害児福祉計画	○ 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項 ○ 障害児通所支援及び障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量及び見込量確保のための方策

### (3) 関連計画との関係

本町の上位計画である「長島町総合振興計画」(計画期間：平成 29 年度～33 年度)における障害者福祉分野の部門別計画として位置づけられます。保健福祉分野の各計画と整合・調整を図りながら策定しています。

図表：関連計画との関係



### 3 計画の期間

「長島町障害者計画」は平成 30～35 年度の 6 年間、「第 5 期長島町障害福祉計画及び第 1 期長島町障害児福祉計画」は、平成 30～32 年度の 3 年間を計画期間とします。

図表：計画の期間

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
障害者計画								
前期計画期間			今期計画期間(6カ年)					
障害福祉計画			第 5 期計画期間			第 6 期計画期間		
第 4 期計画期間			障害児福祉計画					
			第 1 期計画期間			第 2 期計画期間		

#### 4 近年の障害者を取り巻く制度改正の動き（国）

近年、障害福祉に関する法制度の改正が、国により多くなされています。

制度の動向	時期	概要
障害者基本法の改正	平成 23 年 8月施行	「障害者基本法の一部を改正する法律」が、平成 23 年 7 月に成立し、平成 23 年 8 月より施行され、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される、共生社会の実現をめざすという考えを取り入れ、目的規定や障害者の定義などが見直されました。
障害者虐待防止法の成立	平成 24 年 10月施行	虐待を受けた障害者に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止等に関する施策を促進するため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）が、平成 23 年 6 月に成立し、平成 24 年 10 月から施行され、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務を課すことなどが定められました。
障害者総合支援法の成立	平成 25 年 4月施行	障害者基本法の改正や本部等における検討を踏まえて、地域社会での共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講じるため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が平成 24 年 6 月に成立し、平成 25 年 4 月より施行（一部、平成 26 年 4 月施行）されました。平成 25 年 4 月からは、障害者（児）の定義に難病等が追加され、障害福祉サービス等の対象となりました。また、平成 26 年 4 月からは、障害程度区分から障害支援区分への見直しとともに、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームとグループホームの一元化などが実施されました。
障害者優先調達推進法の制定	平成 25 年 4月施行	障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とした「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）が平成 24 年 6 月に成立し、平成 25 年 4 月から施行されました。
障害者基本計画の策定	平成 25 年 9月決定	平成 24 年 12 月に内閣総理大臣あてに提出された「新『障害者基本計画』に関する障害者政策委員会の意見」を受け、平成 25 年度から平成 29 年度までの概ね 5 年間の対象とする、政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画として位置付けられる、障害者基本計画（第 3 次）が策定されました。
障害者権利条約の批准	平成 26 年 1月批准	平成 26 年 1 月 20 日、日本は障害者権利条約を批准しました。障害者権利条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定している、障害者に関する初めての国際条約です。その内容は、市民的・政治的権利や、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における障害者の権利実現のための取組みを締約国に対して求めています。

制度の動向	時期	概要
難病の患者に対する医療等に関する法律の成立	平成 27 年 1 月施行	平成 26 年 5 月 23 日、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立しました。同法では、難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずることとなりました。施行は平成 27 年 1 月 1 日。
障害者雇用促進法の改正	平成 28 年 4 月施行	平成 25 年 4 月に、雇用の分野における障害者に対する差別を禁止するための措置及び精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えること等を内容とする「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」が国会に提出され、同年 6 月に成立しました。施行は平成 28 年 4 月 1 日（ただし、法定雇用率の算定基礎の見直しについては、平成 30 年 4 月 1 日）。
障害者差別解消法の成立	平成 28 年 4 月施行	国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、不当な差別的取り扱いを禁止し、障害者への合理的配慮提供に対策を取り込む事を法定義務としました。施行は一部の附則を除き平成 28 年 4 月 1 日。
成年後見制度の利用促進法の制定	平成 28 年 5 月施行	平成 28 年 4 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」が公布され、同年 5 月に施行されました。成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、成年後見制度の利用の促進について、基本理念や国及び地方公共団体の責務等が示されました。
発達障害者支援法の一部を改正する法律	平成 28 年 8 月施行	障害者をめぐる国内外の動向、発達障害者支援法の施行の状況等に鑑み、発達障害者の支援の一層の充実を図るため、発達障害者支援法の改正が平成 28 年 6 月に成立しました。施行は平成 28 年 8 月 1 日。
介護保険法等の一部改正	平成 30 年 4 月施行	高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保するため、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成 29 年 6 月に制定されました。この中で、高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付けることが示されました。施行は平成 30 年 4 月 1 日。
障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正	平成 30 年 4 月施行	障害者の「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が平成 28 年 5 月に制定されました。施行は平成 30 年 4 月 1 日。

## 5 国の障害者基本計画（第4次）の基本的考え方

### （1）障害者基本計画（第4次）の位置づけ

位置付け	障害者基本法に基づき策定される。政府が講ずる障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画
計画期間	平成30年度から平成34年度までの5年間

### （2）障害者基本計画（第4次）の基本的な考え方

基本理念	<u>障害者を社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、その自己実現の支援と社会的障壁の除去のための障害者施策の基本的方向を定める。</u>
基本原則	障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法の基本原則にのっとり、障害者施策を総合的かつ計画的に実施する。

### （3）各分野に共通する横断的視点

#### ①障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保

「Nothing About Us Without Us」（私たちのことを、私たち抜きに決めないで）という考え方の下、「インクルージョン<sup>※1</sup>」を推進する観点から、障害者を社会参加の主体としてとらえ、障害者施策の策定・実施に当たっては、障害者が意思決定過程に参画することとし、障害者の視点を施策に反映させることが求められる。その際、障害者の社会参加は、障害者の自立にもつながることに留意する。

#### ②社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ<sup>※2</sup>の向上

障害者が経験する困難や制限は、障害者個人の障害と社会的な要因の双方に起因するという視点から、障害者の社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進める。そのために、差別の解消に向けた社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れていく。

#### ③当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障害者の尊厳、自律及び自立の尊重を目指す障害者権利条約の趣旨を踏まえ、障害者がライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行う。

※1 地域社会はさまざまな人によって構成されていることが自然であり、そこで、それぞれがその人らしい暮らしを築いていくことを実現していく社会の在り方をいいます。

※2 年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることをいいます。

④障害特性等に配慮したきめ細かい支援

障害者施策は、障害特性、障害の状態、生活実態等に応じた障害者の個別的な支援の必要性を踏まえて策定・実施する。

発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう、重症心身障害その他の重複障害等の社会全体に対する理解の促進、施策の更なる充実が必要。

⑤障害のある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援

障害のある女性をはじめ、複合的に困難な状況に置かれた障害者に対するきめ細かい配慮が求められることを踏まえて障害者施策を策定・実施する。

⑥PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組みの推進

PDCAサイクルを構築し、着実に実行する。また、施策の不断の見直しを行っていく。

(4) 施策の円滑な推進

①連携・協力の確保

政府の障害者施策を一体的に推進し、各府省相互間の緊密な連携・協力を図る。

②理解促進・広報啓発に係る取組み等の推進

「命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値を社会全体で共有できる共生社会の実現を目指し、国民の理解促進に努める。

## 6 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画に係る国の基本指針内容

### (1) 見直しの主なポイント

#### ①地域における生活の維持及び継続の推進

障害者等の自立等の観点から、福祉施設入所者を地域生活へ移行するとともに、移行した障害者等は地域生活を維持するため、第4期計画に引き続き、成果目標を設定。なお、成果目標（数値）については、障害者の高齢化や重度化などの実情を踏まえて設定（変更）。

#### ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな政策理念を踏まえて体制を整備するとともに、精神科病院から地域生活への移行については引き続き成果目標を設定。なお、成果目標については、最近の実績等を踏まえて設定。

#### ③就労定着に向けた支援

福祉施設から一般就労への移行について、第4期計画に引き続き成果目標を設定。なお、成果目標については、最近の実績を踏まえて設定するとともに、新たに事業所と家族との連絡調整等の支援を行う就労定着支援サービスが創設（平成30年4月施行）されることから、就労定着後の項目についても追加。

#### ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

児童福祉法等の改正により、障害児福祉計画の作成が義務付けられたことから、障害児支援の提供体制の確保についても、新たに成果目標に加えることとしたもの。

#### ⑤地域共生社会の実現に向けた取組み

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向けて、地域住民が主体的に取り組むための仕組みづくりや、専門的な支援を要する者に対し、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を行うものであること。具体的な成果目標や指標はないが、サービスの提供体制等の整備に関し、関係者や障害者本人が参画して行う議論を踏まえ、必要に応じ、広域的な整備の在り方について計画に位置づけて推進すること。

#### ⑥発達障害者支援の一層の充実

発達障害者（児）が、可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるように、地域の実情を踏まえ、新たに支援のための地域協議会を開催するなどの指標を設定することとされたもの。

## (2) 成果目標に関する変更点

▼変更箇所をゴシック体で示しています▼

第4期計画に係る国の基本指針 (計画期間終了となる平成 29 年度末の目標)	第5期計画に係る国の基本指針 (計画期間終了となる平成 32 年度末の目標)
<p>①施設入所者の地域生活への移行促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● H25 年度末時点の施設入所者の 12%以上を地域生活へ移行</li> <li>● 施設入所者数を H25 年度末時点から 4%以上削減</li> </ul>	<p>①施設入所者の地域生活への移行促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● H28 年度末時点の施設入所者の 9%以上を地域生活へ移行</li> <li>● 施設入所者数を H28 年度末時点から 2%以上削減</li> </ul>
<p>②精神科病院から地域生活への移行促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 入院後 3ヶ月時点の退院率を 64%以上とする</li> <li>● 入院後 1 年時点の退院率を 91%以上とする</li> <li>● 1 年以上の在院者数を H24 年 6 月末時点から 18%以上減少させる</li> </ul>	<p>②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(項目の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置 <b>新規</b></li> <li>● 入院後 3ヶ月時点の退院率を 69%以上とする (都道府県のみ)</li> <li>● 入院後 6ヶ月時点の退院率を 84%以上とする <b>新規</b> (都道府県のみ)</li> <li>● 入院後 1 年時点の退院率を 90%以上とする (都道府県のみ)</li> <li>● 1 年以上の在院者数を国の定める式で算定して設定 (都道府県のみ)</li> </ul>
<p>③地域生活支援拠点等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 少なくとも 1 つ整備する</li> </ul>	<p>③地域生活支援拠点等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 少なくとも 1 つ整備する (変更なし)</li> </ul>
<p>④福祉施設から一般就労への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 一般就労への移行者数を H24 年度実績の 2 倍以上とする</li> <li>● 就労移行支援事業の利用者数を H25 年度末の利用者から 6 割以上増加させる</li> <li>● 就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所を全体の 5 割以上とする</li> </ul>	<p>④福祉施設から一般就労への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 一般就労への移行者数を H28 年度実績の 1.5 倍以上とする</li> <li>● 就労移行支援事業の利用者数を H28 年度末の利用者から 2 割以上増加させる</li> <li>● 就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所を全体の 5 割以上とする (変更無し)</li> <li>● 就労定着支援 1 年後の職場定着率を 8 割以上とする <b>新規</b></li> </ul>
	<p>⑤障害児支援の提供体制の整備 <b>新規</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童発達支援センターを少なくとも 1ヶ所設置</li> <li>● 保育所等訪問支援を利用できる体制を構築</li> <li>● 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービスを少なくとも 1ヶ所確保</li> <li>● 医療的ケア児支援の協議の場を設置(30 年度末まで)</li> </ul>

## (3) その他の見直し

自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等を新たに規定

- ① 障害者等に対する虐待の防止
- ② 意思決定支援の促進
- ③ 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- ④ 障害を理由とする差別の解消
- ⑤ 障害福祉サービス等提供事業所における利用者の安全確保に向けた取組みや研修等の充実
- ⑥ 難病患者に対する支援

# 成果目標と障害福祉サービスの見込量(活動指標)との関係

## (成果目標)

- 施設入所者の地域生活への移行**
  - 地域生活移行者の増加
  - 施設入所者の削減
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築**
  - 障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
  - 市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
  - 精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)
  - 精神病床における早期退院率(入院後3か月・6か月・1年の退院率)
- 障害者の地域生活の支援**
  - 地域生活支援拠点の整備
- 福祉施設から一般就労への移行等**
  - 福祉施設利用者から一般就労への移行者の増加
  - 就労移行支援事業の利用者の増加
  - 就労移行支援事業所の就労移行率の増加
  - 一定の就労定着率の達成
- 障害児支援の提供体制の整備等**
  - 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
  - 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
  - 医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置

## (活動指標)

(都道府県・市町村) ○ 居宅介護等の訪問系サービスの利用者数、利用時間数 ○ 生活介護の利用者数、利用日数 ○ 自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数 ○ 就労移行支援の利用者数、利用日数 ○ 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数 ○ 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数 ○ 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数 ○ 地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)の利用者数 ○ 施設入所支援の利用者数 ※施設入所者の削減
(都道府県・市町村) ○ 居宅介護等の訪問系サービスの利用者数、利用日数 ○ 生活介護の利用者数、利用日数 ○ 自立訓練(生活訓練)の利用者数、利用日数 ○ 就労移行支援の利用者数、利用日数 ○ 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数 ○ 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数 ○ 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数 ○ 地域相談支援(計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援)の利用者数
(都道府県・市町村) ○ 就労移行支援の利用者数、利用日数 ○ 就労移行支援事業等(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)から一般就労への移行者数 ○ 就労定着支援の利用者数 (都道府県) ○ 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数 ○ 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数 ○ 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数 ○ 障害者に対する職業訓練の受講者数
(都道府県・市町村) ○ 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数 ○ 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 居宅訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 障害児相談支援の利用児童数 ○ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数 (都道府県) ○ 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数

図表：成果目標と障害福祉サービスの見込量(活動指標)との関係

(基本指針の理念)自立と共生の社会を実現  
 障害者が地域で暮らせる社会

[注] 社会福祉協議会等

## 7 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、現状の把握と課題の抽出に向け、障害者の実態と、今後の日常生活や障害者福祉サービスに対する利用意向などを把握するための「福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

また、計画の策定段階では、有識者や住民代表から構成される「長島町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会」において、アンケート調査、地域課題、今後における施策等の内容について検討を行いました。

### (1) 長島町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会

計画策定においては、社会全体で障害福祉に対する取組みを行っていく必要があることから、行政機関内部だけでなく福祉関係者、障害者団体等で構成された「長島町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会」を設置し、様々な見地からの意見をいただきました。

図表：平成29年度長島町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会

会期・日程	主な協議内容
第1回 平成29年12月5日(火)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 計画概要について</li><li>○ 長島町の障害者の現状について</li><li>○ アンケート調査結果について</li><li>○ 基本理念・基本目標について</li><li>○ 今後のスケジュールについて</li></ul>
第2回 平成30年1月24日(水)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 計画素案について</li></ul>

### (2) アンケート調査

平成30年度を初年度とする障害者計画及び障害福祉計画、障害児福祉計画の策定を行うため、障害者の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるためにアンケートを実施しました。

#### ①調査時期

平成29年9月～10月

#### ②調査対象

町内に居住する「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の各所持者

#### ③回収状況等

配布数	回収数	回収率	有効回答数	無効回答※数	有効回答率
487	444	91.2%	435	9	98.0%

※無効回答…白紙での回答を指します。

※白紙です

## 第2章 長島町における障害者の現状

※白紙です

## 第 2 章 長島町における障害者の現状

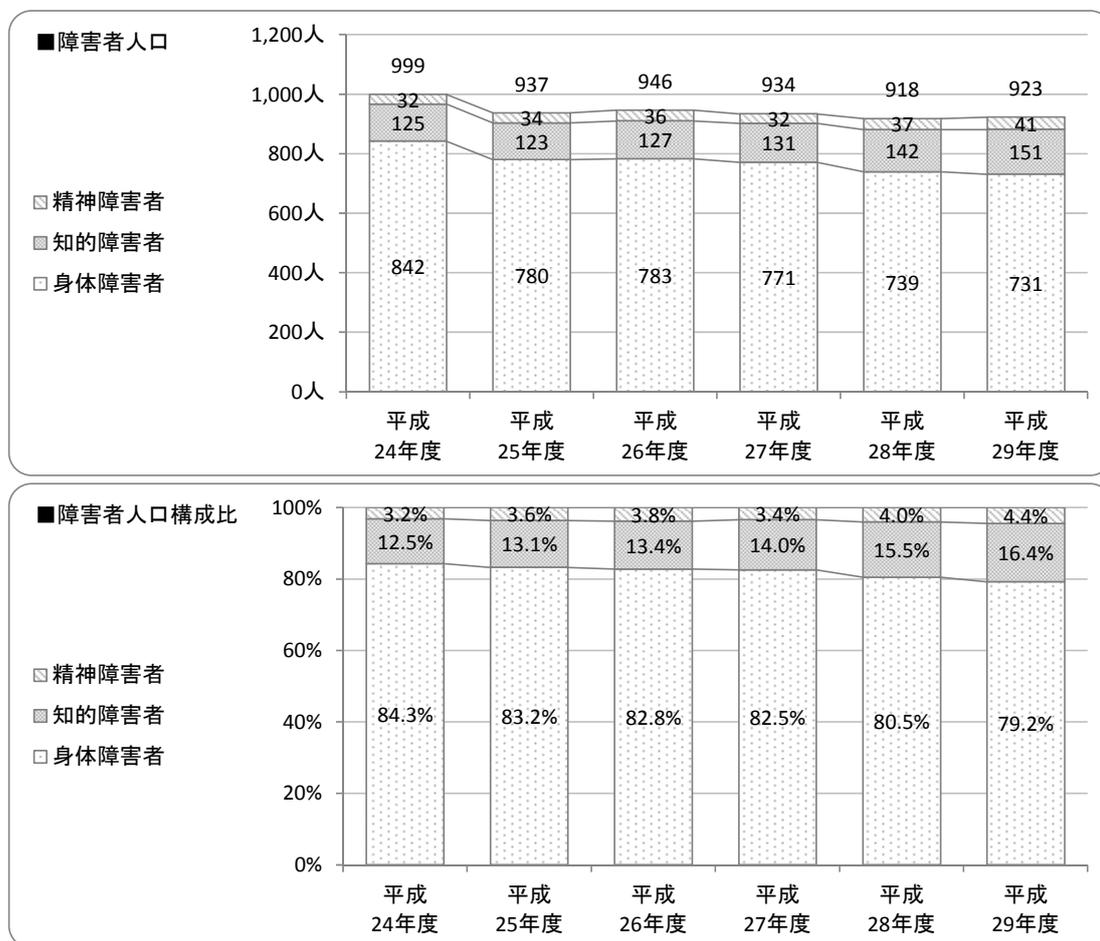
### 1 障害者数の推移

#### (1) 全体（身体・知的・精神）

本町の障害児及び障害者数は、平成 29 年 4 月 1 日現在で 923 人となっており、平成 27 年以降横ばい傾向で推移しています。また、総人口に対する出現率は 8.7% となっています。

平成 27 年度以降の構成比をみると、身体障害者は下降傾向、知的障害者及び精神障害者は上昇傾向にあります。

図表：障害者数の推移



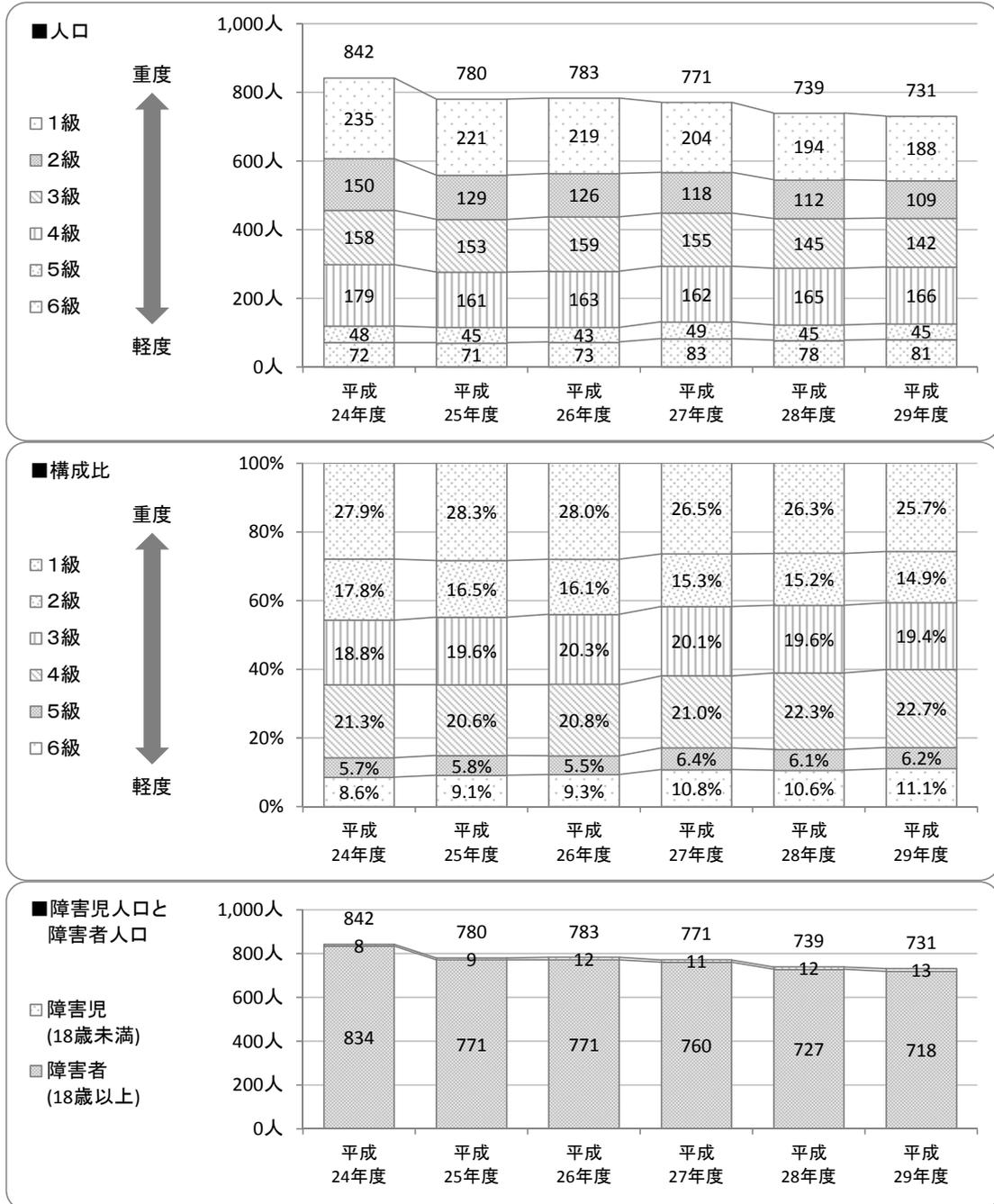
[出典]町民福祉課(各年 4 月 1 日現在)

## (2) 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者は減少傾向にあります。平成 29 年度における等級区分別の構成比をみると、重度者である 1 級及び 2 級の割合が全体の 4 割を占めています。

また、障害児及び障害者の区分でみると、障害者（18 歳以上）は減少傾向にあるのに対し、障害児（18 歳未満）は年々微増傾向にあります。

図表：身体障害者手帳所持者数の推移



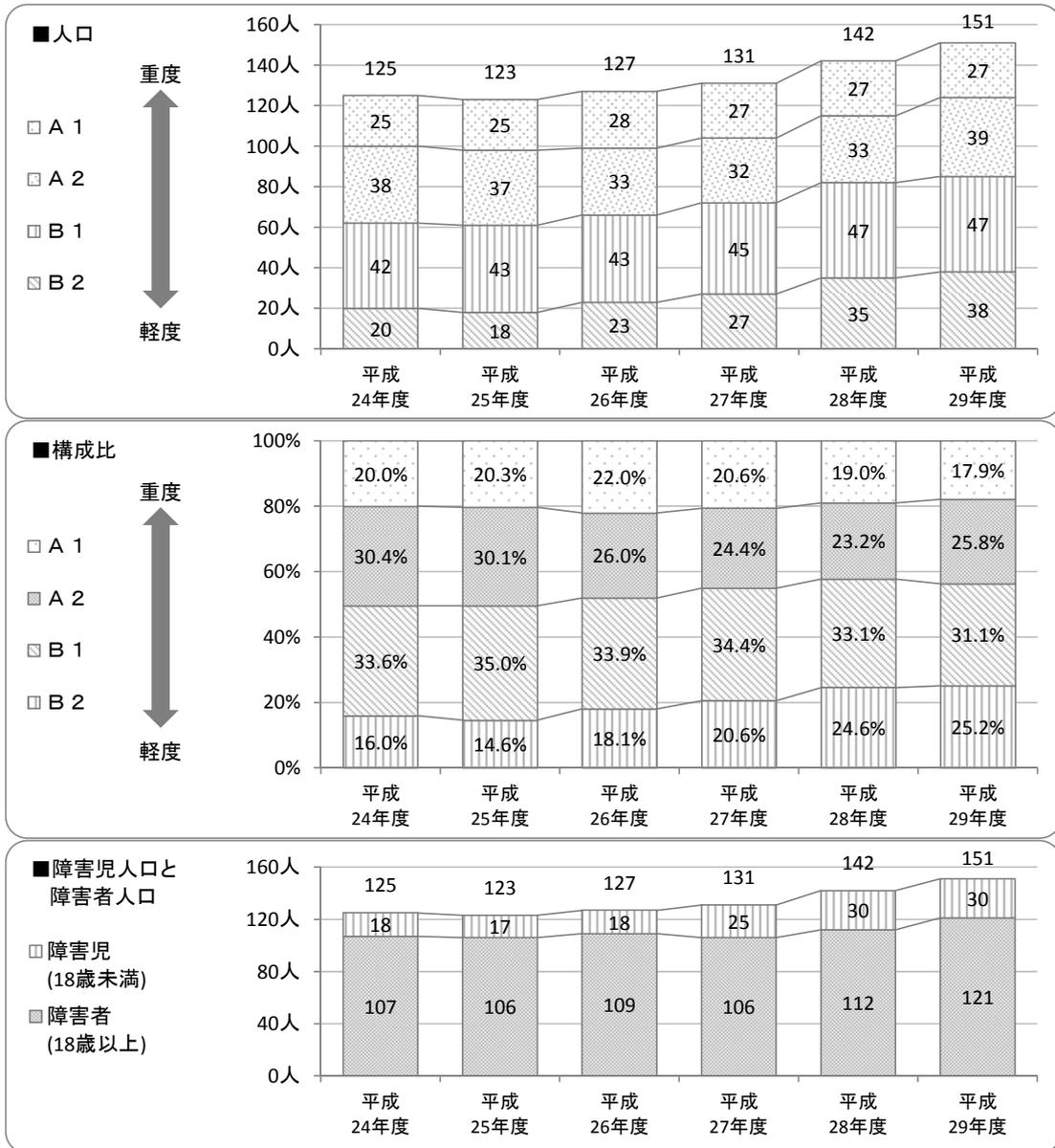
[出典]町民福祉課(各年4月1日現在)

### (3) 療育手帳所持者

療育手帳所持者は増加傾向にあります。平成 29 年度における等級区分別の構成比をみると、中度者である A 2 及び B 1 の割合が全体の約 6 割を占めています。

また、障害児及び障害者の区分で見ると、障害者（18 歳以上）及び障害児（18 歳未満）はともに増加傾向にあります。

図表：療育手帳所持者数の推移



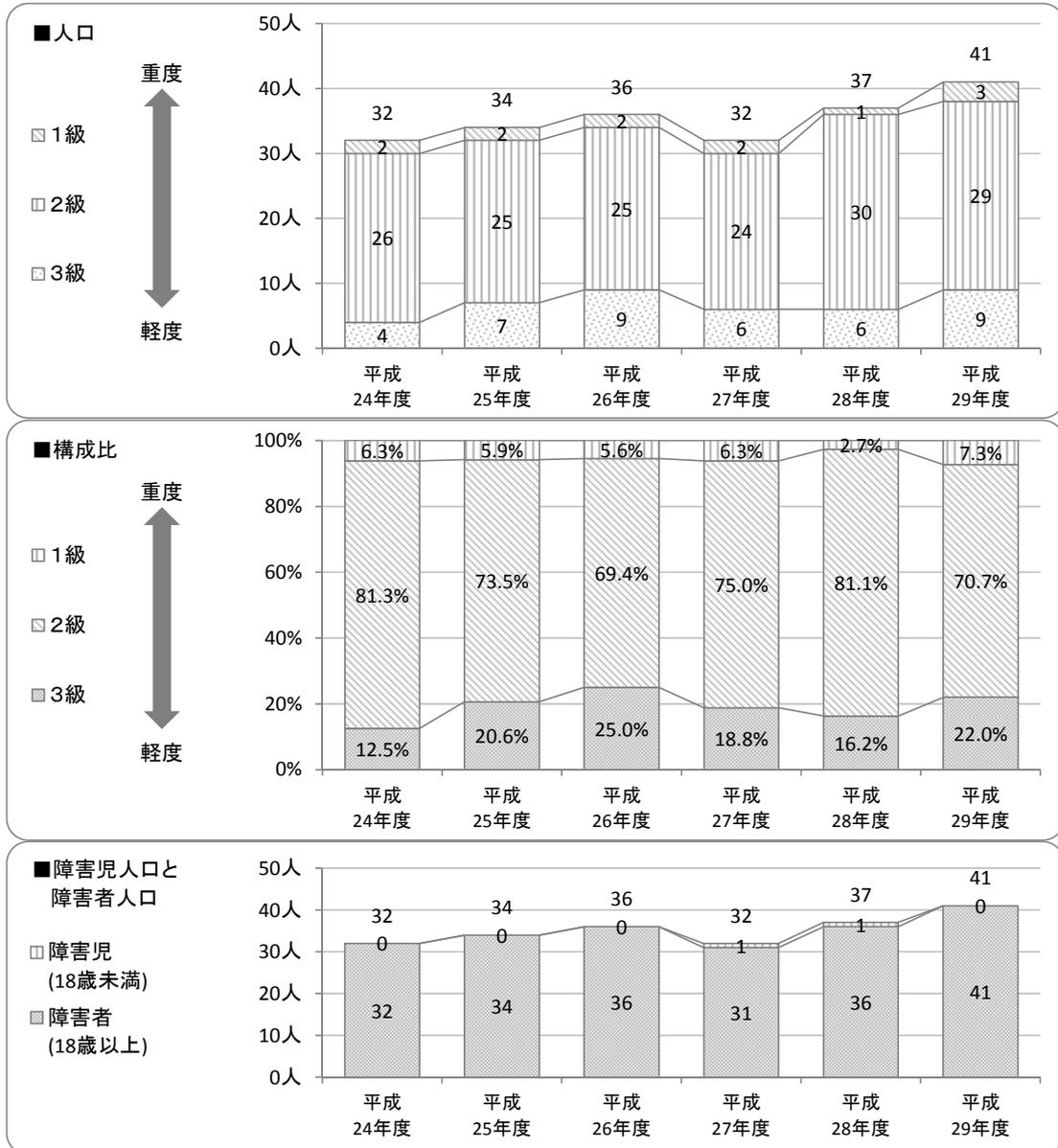
[出典]町民福祉課(各年4月1日現在)

#### (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。平成29年度における等級区分別の構成比をみると、中度者である2級の割合が全体の約7割を占めています。

また、障害児及び障害者の区分でみると、障害者（18歳以上）は増加傾向にありますが、障害児（18歳未満）は横ばい傾向で推移し、平成29年度には0人となっています。

図表：精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



[出典]町民福祉課(各年4月1日現在)

(5) 障害福祉サービスの状況

① 重度心身障害者医療費

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
受給者数(人)	247	235	226	222	200
助成件数(件)	4,746	4,383	4,141	4,065	3,909
支出額(円)	19,879,187	19,913,270	17,697,519	15,849,486	14,667,862

※平成 29 年度…平均 185 人/月, 345 件/月

② 特別障害者手当等

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
受給者数(人)	327	325	318	308	307
支出額(円)	72,610,940	7,116,240	6,741,620	6,571,640	6,638,630

※平成 29 年度…特別障害者手当受給者実数 15 人, 障害児 6 人, 経過の 4 人

③ 地域生活支援事業

単位：円

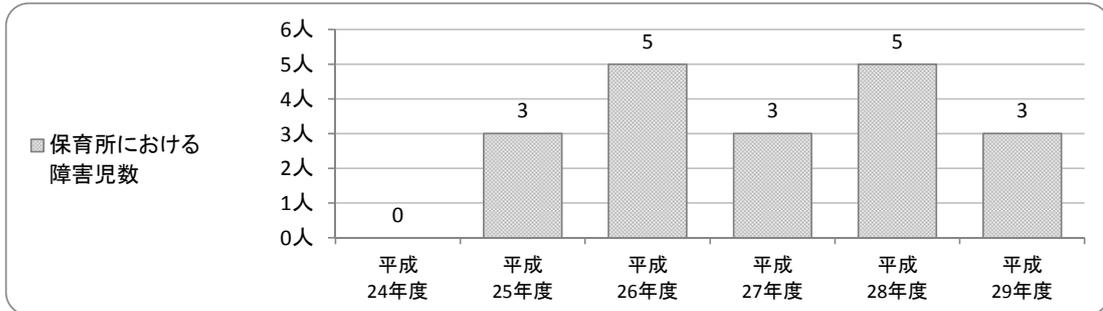
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
相談支援事業	1,183,000	1,187,400	1,183,000	2,605,000	2,605,000
意思疎通支援事業	127,160	109,250	145,840	69,250	111,340
通訳者報酬	89,500	79,900	107,400	52,900	64,000
通訳者費用弁償	22,660	19,350	25,940	8,350	36,340
通訳者委託料	15,000	10,000	12,500	8,000	11,000
日常生活用具 件数	201	212	276	297	348
支出額	1,969,659	2,624,592	2,365,272	2,972,796	2,734,114
地域活動支援センター	1,238,000	1,241,000	1,239,000	1,240,000	1,240,000
日中一時支援 利用者	10	11	14	15	17
延べ利用回数	340	649	931	1,261	1,206
支出額	1,814,832	2,065,014	2,365,632	3,112,389	3,148,923
奉仕員養成研修事業	244,400	231,048	224,800	227,864	224,030

## (6) 障害児の保育・教育状況

### ①保育所等における障害児数

町内の障害児を受け入れ可能な保育所等における障害児数は平成25年以降横ばい傾向にあり、3人から5人で推移しています。平成29年4月現在、町内の保育所7箇所中、障害児の受け入れが可能な保育所は6箇所です。

図表：保育所等における障害児数の推移



※各年4月1日現在

### ②幼稚園における障害児数

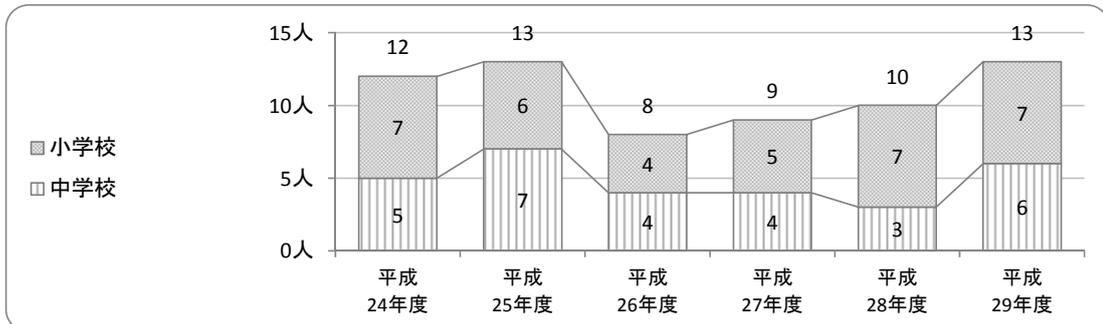
町内の幼稚園に通園する障害児は平成29年4月現在で0人です。

町内の幼稚園2箇所中、全ての幼稚園で障害児の受け入れが可能です。

### ③特別支援学級児童生徒数の推移

特別支援学級に通う児童生徒数の推移をみると、平成29年4月現在で13人となっており、内訳は小学校が7人、中学校が6人となっています。

図表：特別支援学級児童生徒数の推移

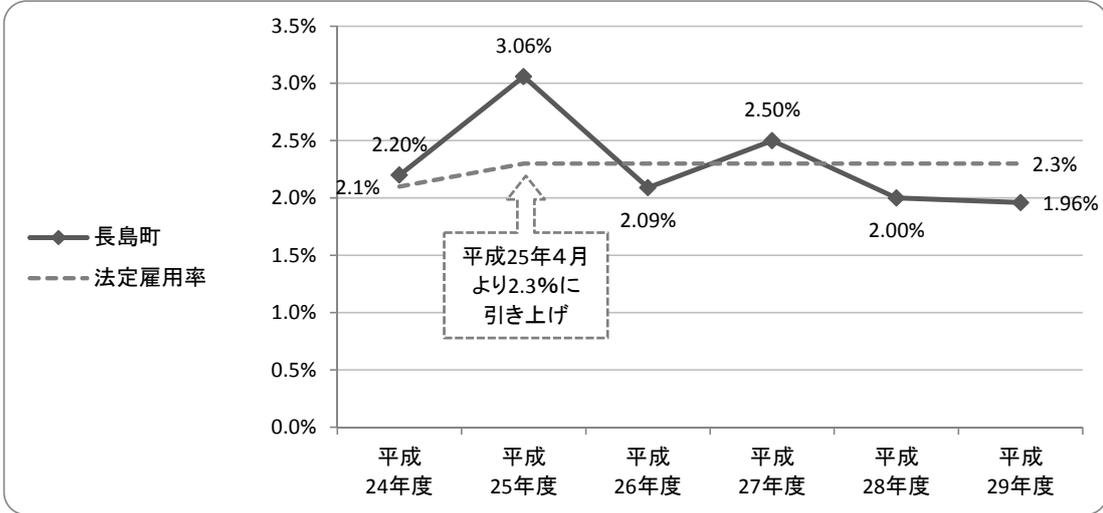


※各年4月1日現在

(7) 長島町（役場）における障害者雇用の状況

長島町における障害者雇用の状況をみると、平成27年には法定雇用率を上回りましたが、平成28年度及び平成29年度は法定雇用率を下回っています。

図表：長島町における障害者雇用率の推移



※各年4月1日現在

平成30年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになります

事業主のみなさまへ

### 平成30年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0%	2.2%
国、地方公共団体等	2.3%	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2%	2.4%

また併せて、下記の2点についてもご注意ください。お願いします。

**留意点 ①** 対象となる事業主の範囲が、従業員45.5人以上に広がります。

▶ 従業員45.5人以上50人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。  
今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。  
◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。  
◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

**留意点 ②** 平成33年4月までには、更に0.1%引き上げとなります。

▶ 平成30年4月から3年を経過する日より前に、民間企業の法定雇用率は2.3%になります。（同等の期間も同時に0.1%引き上げになります。）  
※ 対象となる事業主は、今後、労働政策審議会において議決がなされます。  
※ 2.3%となった際には、対象となる事業主の範囲は、従業員43.5人以上に広がります。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク LL290630宣傳01

### Q & A

**Q1. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？**  
A1. 新しい法定雇用率で算定していただくこととなります。平成31年4月1日から平成31年3月までの間に申告していただく分は、平成30年4月から平成31年3月までの分は適用されますので、申告の際はご注意ください。

**Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？**  
A2. 障害者を雇うための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

**Q3. 障害者はどのような仕事に向いているのでしょうか？**  
A3. 「障害者に向いている仕事」「障害者に向いていない仕事」というものではありません。一人ひとりの障害状況やスキル、習得状況、本人の希望・意欲に応じて、事務、販売、製造からシステムエンジニアなどの専門職まで、様々な職種で雇用されています。  
(参考)障害者雇用事例リファレンスサービス <http://www.ref.jeed.or.jp/>

---

開講のお知らせ

### 平成29年秋 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座が始まります！

**養成講座の概要**

- ◆ メリット：精神・発達障害についての基礎知識や、一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。
- ◆ 講座時間：90～120分程度（講義75分、質疑応答15～45分程度）を予定
- ◆ 受講対象：企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。
- ※ 今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。
- ※ 受講された方には、「精神・発達障害者しごとサポーター」を連章予定です（数に限りがあります）。

事業所への出前講座もあります

**ハローワークから講師が事業所に出向きます。**  
また、精神・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、精神保健福祉士や臨床心理士の有資格者などに相談できます。

詳しくは、都道府県労働局職業安定部職業対策課にお問い合わせください。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

[出典]厚生労働省

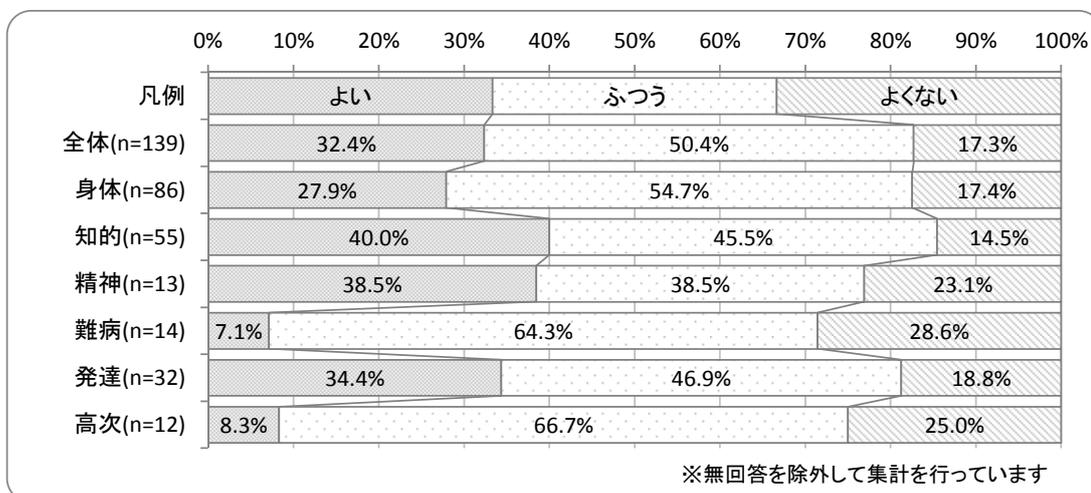
## 2 アンケート調査結果概要

### 本項を読むに当たっての注意点

- グラフ内の「n」は、設問に対する無回答（不明）を含む集計対象総数であり、割合算出の基準です
- 一人の回答者が2つ以上の回答（複数回答）をすることができる設問は、各選択肢の割合の合計が100%を超える場合があります
- レイアウトの都合上、グラフ内での選択肢を省略している場合や、選択肢を統合し再集計を行っている場合があります
- グラフ内、「高次」は高次脳機能障害を指します

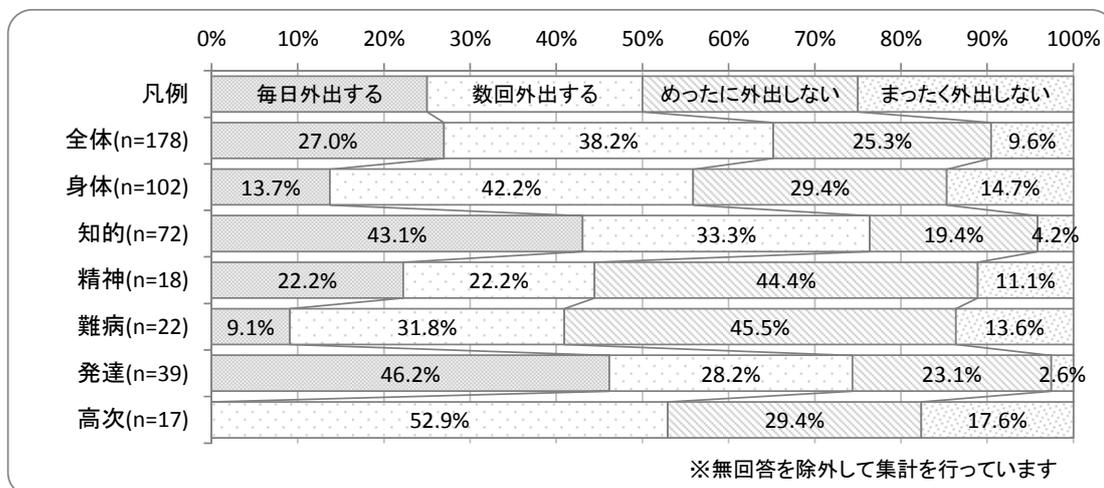
### (1) 介護者の健康状態について

主な介護者の健康状態についてみると、全体では「よい」とする割合が32.4%、「ふつう」が50.4%、「よくない」が17.3%となっています。「よくない」とする割合を障害種別にみると、難病が28.6%で最も高くなっています。



### (2) 外出頻度について

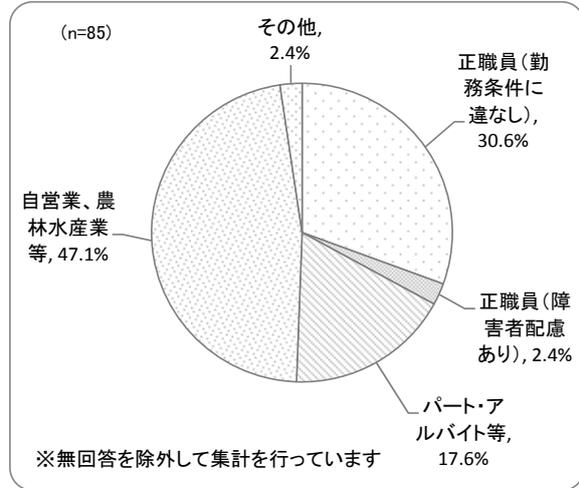
1週間の外出頻度についてみると、全体では「数回外出する」とする割合が38.2%で最も高くなっています。「めったに外出しない」と「まったく外出しない」の割合を合計したものを障害種別にみると、難病が59.1%で最も高くなっています。



### (3) 就労について

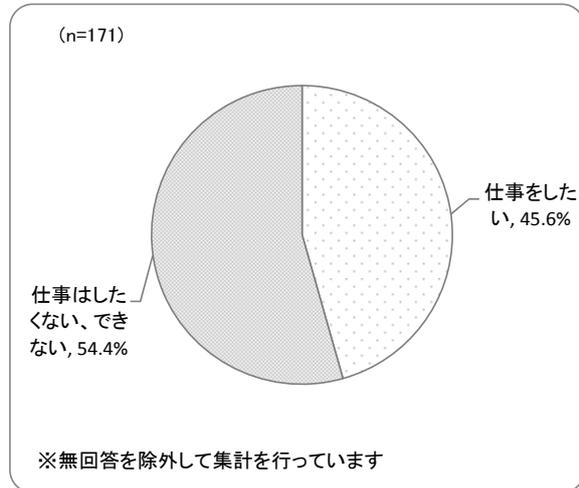
#### ①就労の状況について

就労の状況を見ると、「自営業、農林水産業等」とする割合が47.1%で最も高く、次いで「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」が30.6%、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が17.6%となっています。



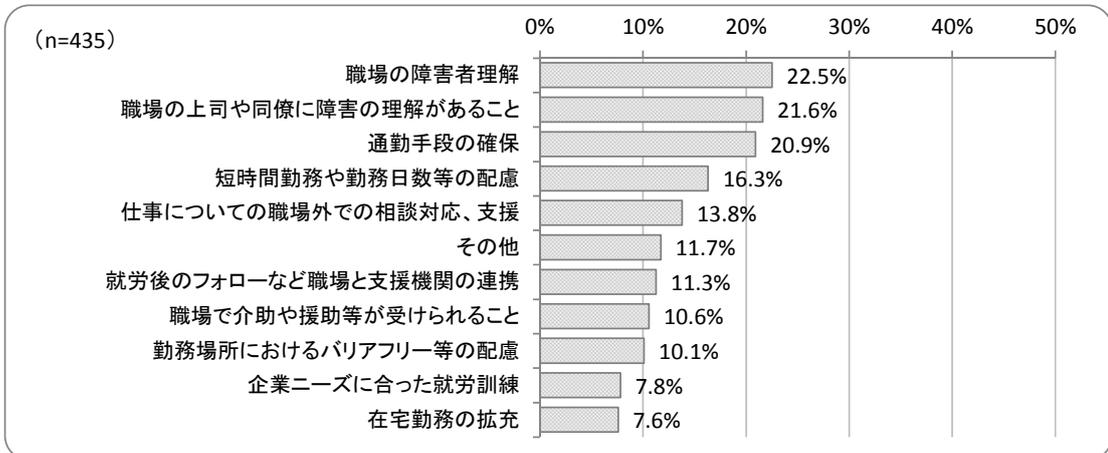
#### ②今後の就労意向について

今後の就労意向を見ると、「仕事をしたい」とする割合が45.6%、「仕事はしたくない、できない」が54.4%となっています。



#### ③障害者の求める就労支援策について

障害者の就労支援として必要なことについてみると、「職場の障害者理解」とする割合が22.5%で最も高くなっています。

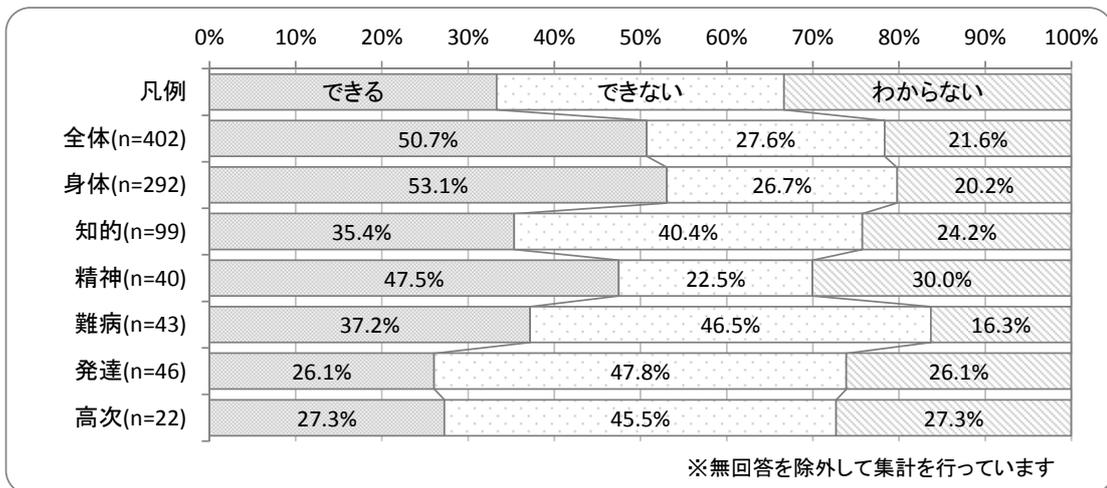


#### (4) 災害時について

##### ①避難の状況について

火事や地震等の災害発生時に一人で避難できるかについてみると、全体では「できる」とする割合が50.7%で最も高くなっています。

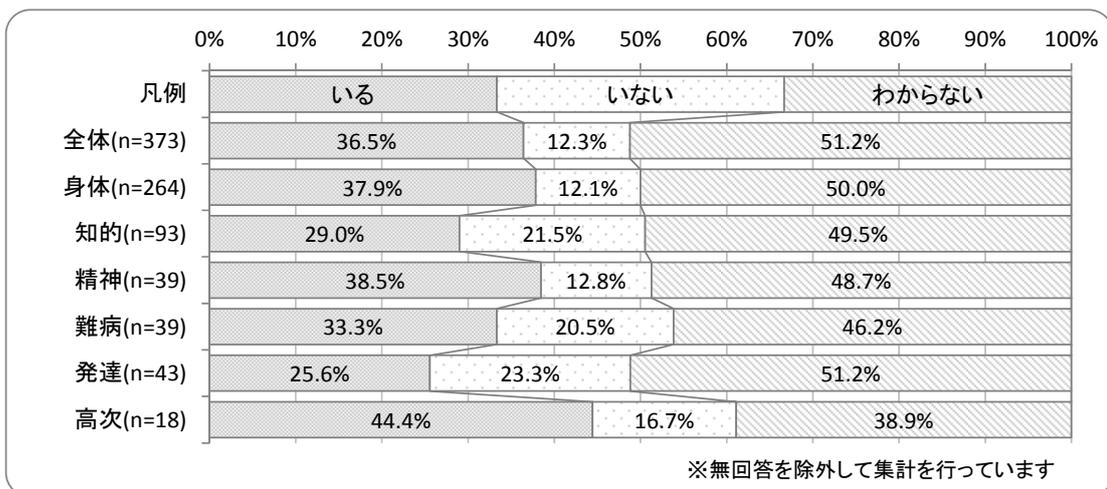
また「できない」とする割合を障害種別にみると、発達障害が47.8%で最も高く、次いで難病が46.5%、高次脳機能障害が45.5%となっています。



##### ②身近な支援者について

家族が不在の場合に近所で助けてくれる身近な支援者についてみると、全体では「わからない」とする割合が51.2%で最も高くなっています。

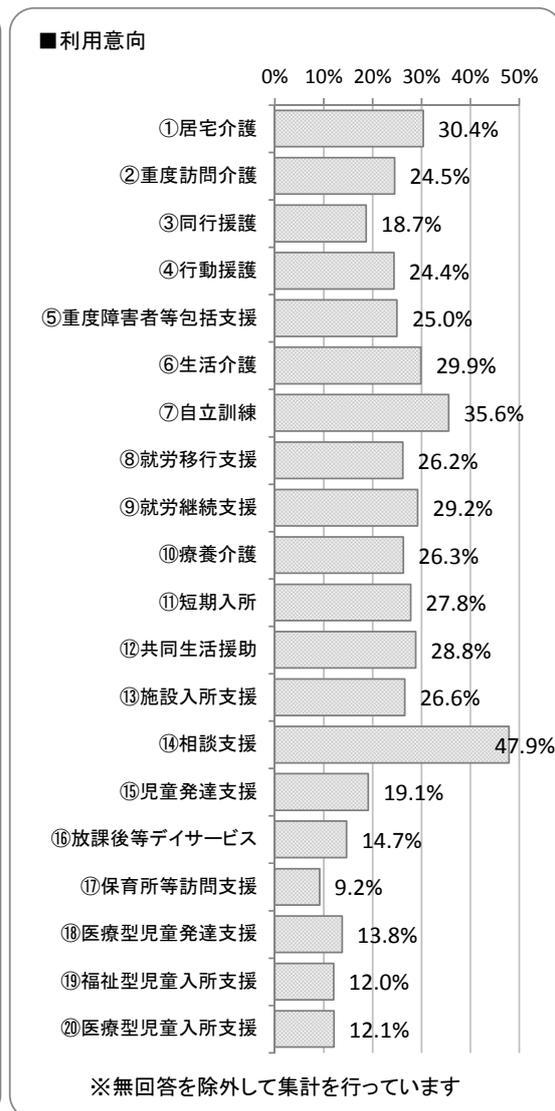
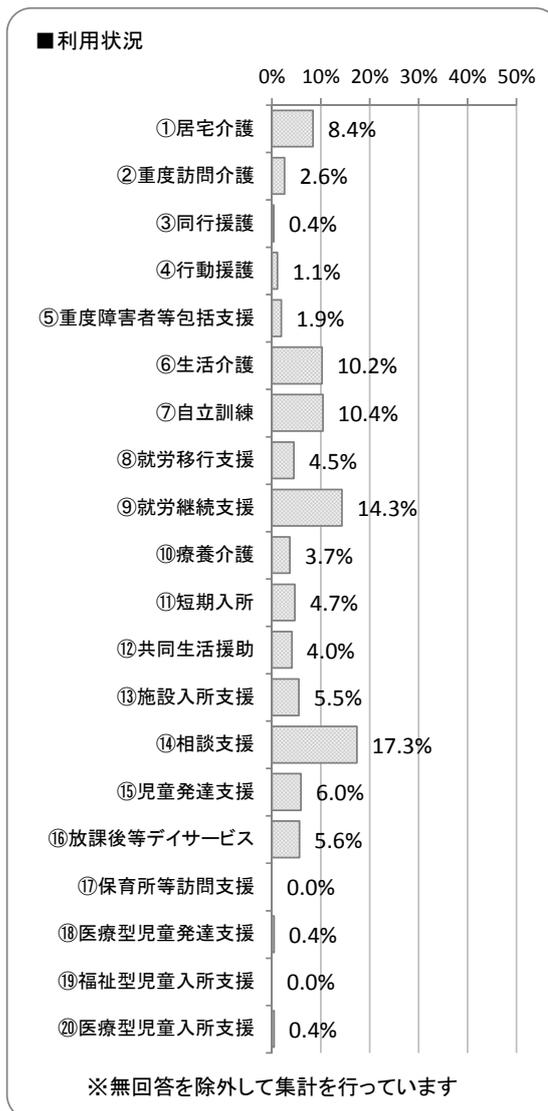
また「いない」とする割合を障害種別にみると、発達障害が23.3%で最も高く、次いで知的障害が21.5%、難病が20.5%となっています。



### (5) 障害福祉サービスの利用状況・利用意向について

障害福祉サービスの利用状況を見ると、「相談支援」とする割合が17.3%で最も高く、次いで「就労継続支援（A型・B型）」が14.3%、「自立訓練（機能訓練，生活訓練）」が10.4%となっています。

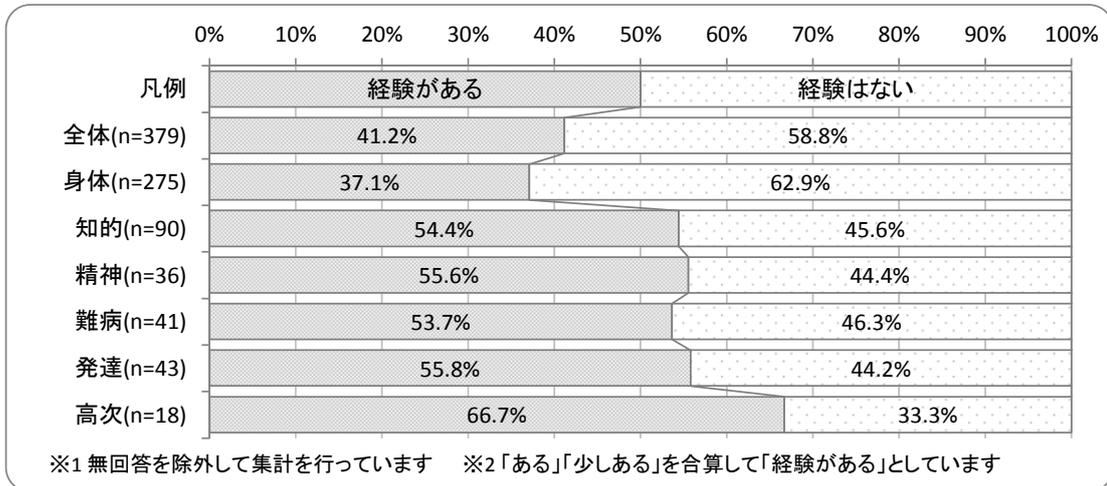
また今後の利用意向をみると、「相談支援」とする割合が47.9%で最も高く、次いで「自立訓練（機能訓練，生活訓練）」が35.6%、「居宅介護（ホームヘルプ）」が30.4%となっています。



## (6) 差別等について

障害があることで差別や嫌な思いをした経験についてみると、全体では「経験がある」とする割合が41.2%、「経験はない」が58.8%となっています。

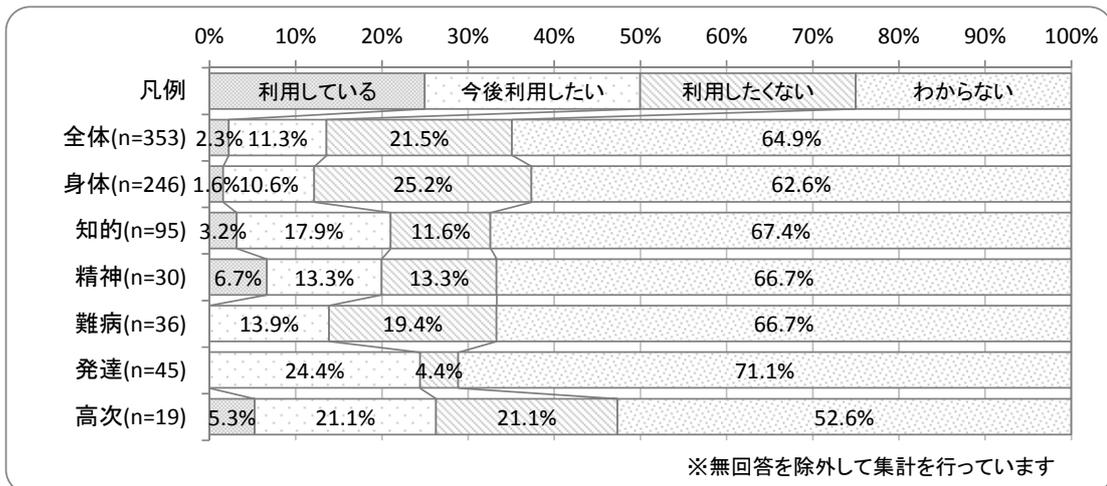
また「経験がある」とする割合を障害種別にみると、高次脳機能障害が66.7%で最も高く、次いで発達障害が55.8%、精神障害が55.6%となっています。



## (7) 成年後見制度の認知状況について

成年後見制度の認知状況についてみると、全体では「わからない」とする割合が64.9%で最も高くなっています。

また「今後利用したい」とする割合を障害種別にみると、発達障害が24.4%で最も高く、次いで高次脳機能障害が21.1%、知的障害が17.9%となっています。



### 第3章 基本理念及び基本的な考え方

※白紙です

## 第 3 章 基本理念及び基本的な考え方

### 1 基本理念

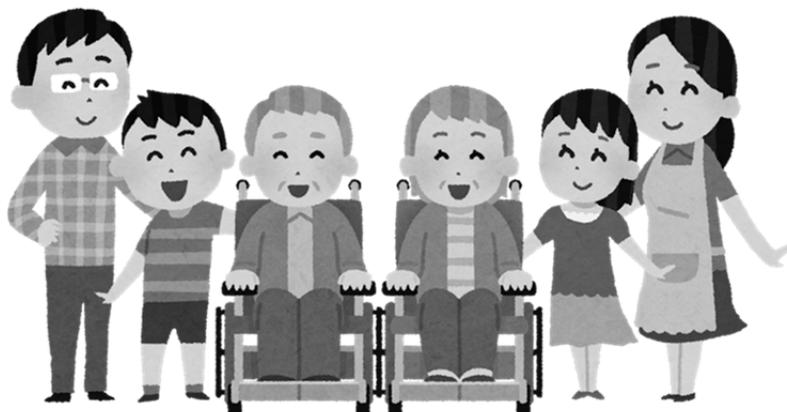
障害者権利条約では、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めています。

こうした障害者権利条約の理念に従い、改正された障害者基本法第1条に規定されているように、障害者施策は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての町民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要があります。

本計画では、このような社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、本町が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるものとします。

#### 基本理念

## ともに生き、ともに支え合う やさしさのまち



## 2 基本的な考え方

すべての障害者が、障害のない人と平等に基本的人権がある個人として、その尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい生活をするすることができる権利をもっており、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し合うことが大切です。

共生社会の実現のため、障害者が、福祉、教育、医療、雇用など、各分野における支援を受けながら、障害者が自らの能力を最大限に発揮し自己実現でき、社会に参加できるよう施策を行っていきます。

そして、本計画に定めた事項を具体的かつ着実に取り組むことにより、障害者がその障害の種別や程度にかかわらず、障害の特性や、個別のニーズに応じた必要な支援を受けながら、それぞれが持てる力を発揮し、地域社会の中で共に暮らせる社会を実現することを目標とします。

### (1) 地域社会における共生

すべての障害者が、地域社会を構成する一員として、社会、経済、文化などあらゆる分野の活動に参加する機会を確保するため、障害者の社会への参加を制約する社会的なさまざまな障壁を取り除くための取組みなど、共生社会を実現するための環境づくりを進めます。

そのために、地域社会においてどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されたり、手話を含む言語やその他の意思疎通のための手段について、自ら選択する機会を確保したりしていくことが必要となります。

### (2) 差別の禁止

平成 28 年 4 月に障害者差別解消法が施行されました。障害を理由として、差別すること、その他の権利利益を侵害する行為を禁止するとともに、社会的障壁を取り除くための「合理的配慮」の提供についても規定されました。

今後、差別的取扱いの禁止と合理的配慮の実行性を確保していくことが必要です。

### 3 基本的視点

#### (1) 障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保

「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」(Nothing about Us Without Us)の考えの下、「インクルージョン」を推進する観点から、障害者を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえ、障害者施策の検討及び評価にあたっては、障害者が意思決定過程に参画し、障害者の視点を施策に反映するよう目指します。

#### (2) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去に努めることにより、障害者の社会への参加を実質的なものとし、障害の有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら安心して生活できるように、障害者のアクセシビリティ向上の環境整備を目指します。

また、障害を理由とする差別は、障害者の自立又は社会参加に深刻な悪影響を与えるものであるため、障害者差別解消法及び障害者雇用促進法に基づき、障害者差別の解消を目指します。

#### (3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障害者が各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行うよう目指します。

なお、施策は、障害者の自立と社会参加の支援という観点に立って行われるものであり、複数の分野にまたがる課題については、関係する機関、制度等の必要な連携を図ることにより総合的かつ横断的に対応するよう目指します。

#### (4) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援

障害者施策は、障害特性、障害の状態、生活実態等に応じた障害者の個別的な支援の必要性を踏まえて策定及び実施するよう目指します。

また、発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう、重症心身障害その他の重複障害等について、社会全体の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を目指します。

**(5) 障害のある女性、子ども及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援**

障害のある女性など複合的に困難な状況に置かれた障害者には、きめ細かい配慮が必要であることを踏まえて障害者施策を策定及び実施するよう目指します。

また、障害児は、障害のある成人とは異なる支援が必要であることに留意するとともに、障害のある高齢者に係る施策については、高齢者施策との整合性に留意して実施するよう目指します。

**(6) PDCAサイクル等を通じた実効性ある取組みの推進**

必要なデータ収集及び統計の充実を図るとともに、障害者施策のPDCAのサイクルを構築し、着実に実行していきます。また、当該サイクル等を通じて施策の不断の見直しを行っていきます。

## 第 4 章 障害者計画

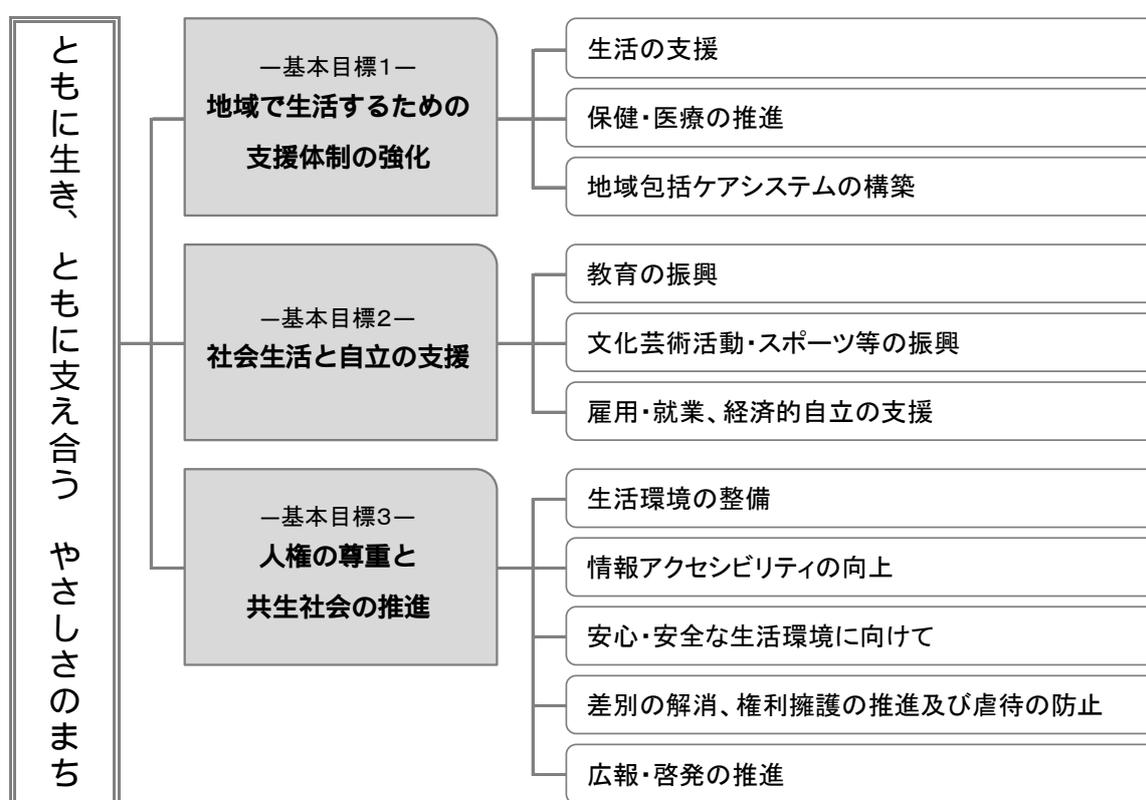
※白紙です

## 第4章 障害者計画

本章では、長島町における障害福祉施策を総合的に推進するための計画である「障害者計画」について記載します。

市町村障害者計画を策定する上で、その基本となる「第4次障害者基本計画」（内閣府所管）の「施策（案）」に準拠していくものとします。

図表：計画の体系



## 基本目標 1

### 第 1 節 地域で生活するための支援体制の強化

#### 1 生活の支援

##### 基本的な考え方

- 障害の有無にかかわらず、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の充実を図ります。

#### (1) 意思決定支援の推進

##### ① 自らの意思決定に基づく利用計画案の促進・適切な支給決定

障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り障害者自らの意思決定が反映されたサービス等利用計画案の作成を促進するとともに、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施に向けた取組みを進めます。

##### ② 障害福祉サービス事業者等による合理的配慮の提供促進

障害福祉サービス等の提供にあたり、障害者が自信を持って自らの意思を示し、主体的に意思決定を行うことができるよう、障害福祉サービス等の内容に関する理解の手がかりとなる視覚的支援を行うなど、障害福祉サービス事業者等による合理的配慮の提供を促進します。

##### ③ 意思決定支援の質の向上

意思決定支援の質の向上を図るため、国が作成した「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を活用し、障害福祉サービス事業者や成年後見の担い手等を対象とした研修を行います。

##### ④ 判断能力が不十分な者への成年後見制度の適正な利用促進

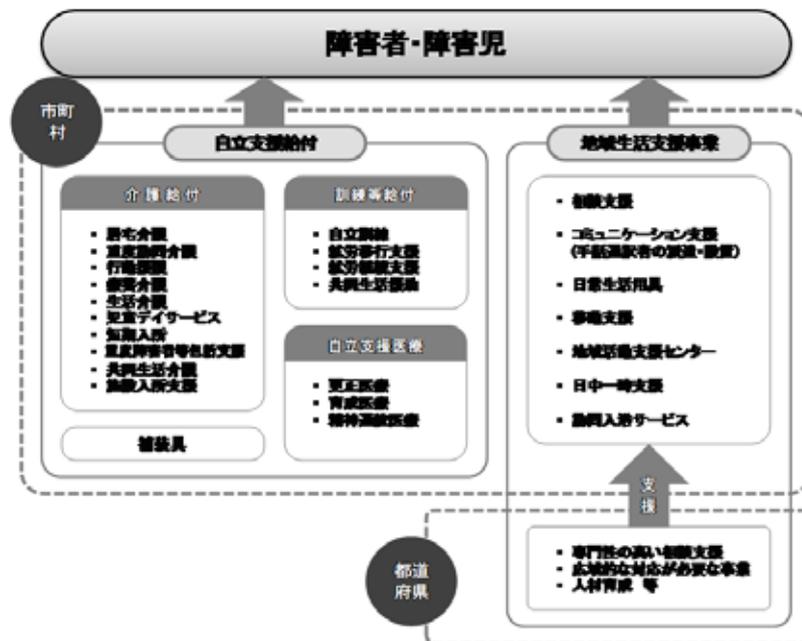
知的障害や精神障害、発達障害により判断能力が不十分な者による成年後見制度の適正な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行います。

## (2) 障害福祉サービスの質の向上等

### ①障害福祉サービス提供体制の充実

障害福祉サービス等の具体的な内容・数値目標等は「長島町障害福祉計画及び長島町障害児福祉計画」に掲載します。今後も一層の事業の周知を図り、利用の拡大に努めます。

図表：障害福祉サービスの全体像



### ②障害の特性に配慮したサービスの提供促進

障害者が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、多様化するニーズ等に対し、障害の特性（病状の変化や生活の状態等）に配慮した適切な障害福祉サービスの提供を推進します。

### ③サービス事業者への指導及び従事者の資質向上の促進

障害福祉サービス等の提供において、関係法令を遵守し、適切なサービスが提供されるよう、集団指導や実地指導を通じて、障害福祉サービス事業者等を指導します。また、障害福祉サービス等の質の向上に向け、従事者等の資質向上を図るための研修情報等の提供に努めます。

### ④利用者からの苦情解決に向けた指導及び第三者評価の受審促進

障害福祉サービス等の質の向上に向け、障害福祉サービス事業者が利用者等からの苦情解決に適切に取り組むよう指導します。また、障害福祉サービス事業者の第三者評価の受審促進等に努めます。

### (3) 障害児に対する支援の充実

#### ①教育・保育等の利用へ向けた支援

障害児やその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象として、身近な地域において、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく給付や、その他の支援を可能な限り講じ、障害児が円滑に教育・保育等を利用できるようにするために「優先利用」の対象として周知するなど必要な支援を行います。

#### ②保育所のバリアフリー化促進と受入れ体制構築への支援

障害児を受け入れる保育所のバリアフリー化の促進や、障害児保育を担当する職員の確保・専門性向上を図るための研修の実施等により、障害児の保育所での受入れを促進します。

#### ③乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援体制の構築

障害児の発達を支援する観点から、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図り、療育方法等に関する情報提供やカウンセリング等の支援を行います。

#### ④児童発達支援サービス等の充実

障害児に対し、児童福祉法に基づく児童発達支援等のサービスを提供するとともに、短期入所（ショートステイ）、日中一時支援等の障害福祉サービスを提供し、障害児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。

また、障害児の発達段階や支援の必要性に応じて、児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援による適切な支援を提供します。

#### ⑤情報提供・相談支援、在宅生活の充実

障害児について、情報提供や相談支援等により家族やその家庭生活を支援するとともに、在宅で生活する重症心身障害児（者）について、短期入所や居宅介護、児童発達支援等の障害福祉サービス等により、在宅生活の支援の充実を図ります。

#### (4) 福祉用具等の利用促進

##### ①補装具や日常生活用具の給付・貸与等

補装具の購入、借受け又は修理に要する費用の一部に対する公費の支給、日常生活用具の給付・貸与を行います。

また、福祉用具に関する情報の提供や相談窓口機能の強化を推進するとともに、研修の充実等により、福祉用具の相談等に従事する専門職員の資質向上を図ります。

##### ②身体障害者補助犬に対する理解の促進

町民や企業等に対し、身体障害者補助犬への関心や、理解を深める取組みを推進します。また、身体障害者補助犬の受け入れについて、補助犬利用者や受け入れ側からの相談に的確に対応していきます。

##### 身体障害者補助犬

身体障害者補助犬とは、①盲導犬、②介助犬、③聴導犬の3種類をいいます。

それぞれの仕事内容は異なりますが、「身体障害者の自立と社会参加を促進する」という目的は同じです。



## 2 保健・医療の推進

### 基本的な考え方

- 障害者が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制の充実を図ります。特に、医療的ケアを必要とする障害者や、難病患者に関する施策を推進します。

### (1) 精神保健・医療の適切な提供等

#### ①心の健康づくり

学校や職域及び地域における心の健康に関する相談、カウンセリング等の機会の充実により、市民の心の健康づくり対策を推進するとともに、精神疾患の早期発見方法の確立及び発見の機会の確保・充実を図ります。

#### ②精神医療提供体制等の充実

精神科医療機関とその他の医療機関や精神保健行政機関との連携を促進し、地域における適切な精神医療提供体制の充実や相談機能の向上を推進します。

また、精神疾患の急発・急変により速やかな医療を必要とする人に対し、迅速かつ適切な医療を提供するため、精神科救急医療体制の充実を図ります。

#### ③精神障害者に対する多様な相談体制の構築

精神障害者及び家族のニーズに対応した多様な相談体制の構築を図ります。

#### ④適切な医療提供の促進

精神疾患について、患者の状態像や特性に応じた精神病床の機能分化を進めるとともに、適切な医療の提供を確保し、患者・家族による医療機関の選択に資するよう、精神医療に関する情報提供及び安全対策の推進を図ります。

## (2) 保健・医療の充実等

### ①地域医療体制等の充実

障害者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。その際、特に、高齢化等による障害の重度化・重複化の予防及びその対応に留意します。

### ②発達障害への支援体制構築

発達障害について、鹿児島県こども総合療育センターとかかりつけ医の役割分担・情報共有の仕組みづくりを進めます。

### ③医療的ケア児への取組みの推進

医療的ケアが必要な子どもが適切な支援を受けられるように、保健・医療・障害福祉・保育等の関係機関が連携を図るための取組みを推進します。また、医療的ケアが必要な子どもを受け入れる社会資源の確保に努めます。

### ④口腔の健康を保持・推進する取組み

定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難な障害者に対して歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持・増進を図る取組みを進めます。

### ⑤経済的負担の軽減・周知

障害の重度化を抑制するとともに、経済的負担を軽減するため、自立した日常生活又は社会生活を営むうえで必要な医療について医療費の助成を行います。また、対象となる町民が制度を円滑に利用できるよう、患者団体や医療機関に対し、制度の普及に努めるとともに、町広報や町ホームページ等により広く周知を図ります。

## (3) 保健・医療を支える人材の育成・確保

### ①健康相談等に従事する職員の資質向上と連携の強化

町民の健康相談等を行う職員の資質の向上を図るとともに、保健・医療・障害福祉事業従事者間の連携を図ります。

### ②障害児への対応強化や円滑な診療に向けた取組み

障害児の保健・医療を支える医師や保健師、看護師等に対する、障害に係る専門的な知識や障害児に対応する方法、医療機関における円滑な診療を妨げる行為が生じた場合の対処方法等の研修の充実を図ります。

#### (4) 難病に関する保健・医療施策の推進

##### ① 難病に関する医療の普及・負担軽減

難病に関する医療の普及を図るとともに、難病患者の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行います。

##### ② 難病患者の在宅療養への適切な支援

難病患者に対し、総合的な相談や支援を行うとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図ります。

#### (5) 障害の原因となる疾病等の予防・治療

##### ① 各種健診等による疾病等の早期発見及び治療、早期療養

妊産婦健診、乳幼児健診、保健指導の適切な実施、周産期医療・小児医療体制の充実等を図るとともに、これらの機会の活用により、疾病等の早期発見及び治療、早期療養を図ります。また、障害の早期発見と早期療育を図るため、療育に知見と経験を有する医療・障害福祉の各関係機関が緊密な連携を取り、適切な支援を行います。

##### ② 医療の提供体制の充実と関係機関の連携

疾患、外傷等に対して適切な治療を行うため、救急医療・急性期医療・専門医療機関、身近な地域における医療機関及び在宅での医療の提供体制の充実を図るとともに、関係機関の連携を促進します。

### 3 地域包括ケアシステムの構築

#### 基本的な考え方

- 障害者が、自らが望む場所において日常生活又は社会生活を営むために必要な支援を受け、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

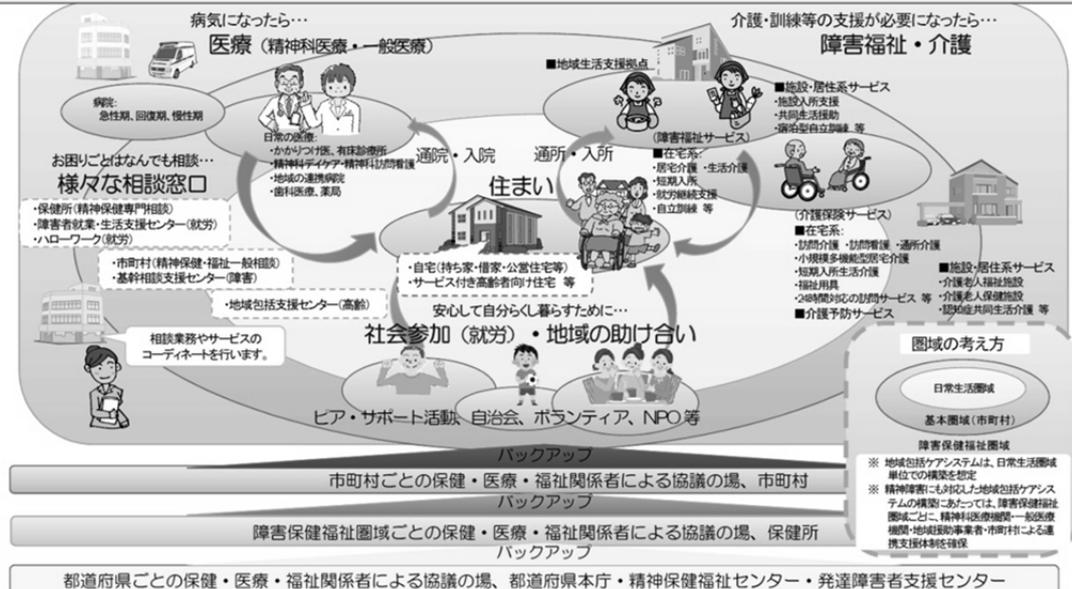
#### (1) 地域移行支援・地域生活支援の充実

##### ①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・障害福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、障害福祉サービス事業者、行政等の重層的な連携を図ることで、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

図表：精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

○精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療（精神科医療・一般医療）、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。  
 ○このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、一般医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



[出典]厚生労働省

##### ②入院中の精神障害者の地域移行・地域定着の推進

入院中の精神障害者の早期退院及び地域移行・地域定着を推進するため、入院中からの交流・相談をはじめ、地域生活へ移行した後の日常生活や通院治療のフォローアップ、こころの健康に関する相談対応など、障害者が安心して地域で生活できる支援体制の充実を図ります。また、生活に不都合が生じた場合の施設の受け入れ等、関係機関が連携して支援する体制を構築します。

### ③在宅サービスの充実

障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、個々の障害者のニーズ及び実態に応じて、在宅の障害者に対する日常生活又は社会生活を営む上での、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図ります。

### ④常時介護を必要とする障害者への支援

常時介護を必要とする障害者が、自らが選択する地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の充実を図るとともに、体調の変化等に応じて一時的に利用することができる社会資源の整備を促進します。

### ⑤機能訓練・生活訓練の提供

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練（機能訓練及び生活訓練）を提供します。

### ⑥社会参加等の機会の提供と地域生活支援の充実

外出のための移動支援や地域活動支援センターの機能の充実等、社会参加や日常生活における創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、地域の特性や利用者の状況に応じた地域生活支援の充実を図ります。

### ⑦地域生活拠点等の整備の推進

地域で生活する障害者の支援を進めるために、地域生活支援拠点等の整備を図り、障害の重度化・高齢化にも対応できるよう、居住支援、サービスの提供体制の確保及び専門的ケアの支援を行う機能を強化します。

### ⑧自立生活援助による地域生活移行の推進

障害者の一人暮らしを支える新たなサービスである自立生活援助を導入することにより、障害者の地域生活への移行を推進します。

## (2) 相談支援体制の充実

### ①障害種別に対応した相談支援体制の整備

障害者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができるよう、様々な障害種別に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図ります。

### ②発達障害への相談・支援体制の充実

発達障害のある子どもや大人への支援について、幼児期の「気づき」の段階から、ライフステージに応じ一貫した支援体制の構築を図るため、行政の縦割りを超えた体制づくりを進めます。併せて、鹿児島県こども総合療育センターとかかりつけ医の連携、発達障害者支援センターを中心とした相談支援、家族支援の強化等に取り組み、保健・医療・障害福祉・教育・就労・地域社会の協働による包括的な支援を進めます。

### ③高次脳機能障害等への相談・支援体制の充実

高次脳機能障害者や若年性認知症の人に対し、各種障害福祉サービスや相談窓口等についての情報を提供するとともに、家族に対する相談支援体制の充実を図ります。また、高次脳機能障害や若年性認知症について、行政や民間の相談窓口従事者等を対象とした講演会や研修を充実し、資質の向上を図ります。

### ④難病への相談・支援体制の充実

難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を推進するため、地域難病相談・支援センター（出水保健所）を拠点に、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援を行います。

### ⑤障害者虐待防止に向けた養護者への相談支援

障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、障害者虐待の防止及び養護者に対する相談等の支援に取り組みます。

### (3) 地域福祉の充実

#### ①地域全体で課題に取り組む仕組みづくり

障害者が地域社会において自立した生活ができるように、一人ひとりが抱える課題を地域社会みんなで受け止め、地域の多様な専門性を生かして解決する仕組みづくりを進めます。

#### ②地域移行に関する課題解決に向けた関係機関の連携

精神科医療機関・障害福祉サービス事業者・行政・関係機関等の協議の場を設け、精神障害者の地域移行に関する目標を共有し、住まいの確保支援、家族支援等の課題解決について検討します。

#### ③地域住民への啓発活動の充実

精神障害者が地域移行した後、地域活動への参加や地域住民のネットワークによる見守り等、精神障害者が地域で安心して生活を送ることができるよう、地域住民に対する啓発活動を充実します。

#### ④家族支援の強化

障害の悩みを抱えた人とその家族が地域で孤立することなく、安心して生活できるよう、地域関係者や障害福祉関係者等による見守り、交流を進めると共に、専門家等による家族支援の強化を図ります。

### (4) 障害福祉を支える人材の育成・確保

#### ①レスパイトケア等の活用促進

「支援する人を支援する」という考えのもと、障害者を介護する家族に対する相談や情報提供、当事者同士の交流などの取組みを充実し、併せて、家族介護者の一時的休息（レスパイト）の観点から、短期入所（ショートステイ）等の利用を進めます。

#### ②精神障害への支援

精神障害者やその家族が障害を受け入れていくことができるよう、精神疾患やひきこもりへの理解を深め、同じ経験を持つ家族同士の分かち合いの場を提供するなど、情報交換し、悩みを共有しながら不安解消に向けた取組みを進めます。

#### ③発達障害への支援

発達障害者の家族に対する心理的ケアと、家庭における子育ての支援を進めるため、家族同士が子どもとの関わり方や悩みを気軽に情報交換できる場の充実を図る

とともに、家庭における行動面の問題等に対する専門的な支援を行います。

また、発達障害のある子どもを育てた経験のある保護者が、同じような発達障害のある子どもを持つ保護者に寄り添い、相談を受ける体制を整えます。

#### ④ピアカウンセリングやセルフヘルプ活動への支援

障害者の生活の向上や、権利擁護にとって重要なピアカウンセリングやセルフヘルプ活動を支援します。また、障害者やその家族によるボランティア活動に対する支援や障害者を支える人材の育成が行えるよう環境整備に努めます。



##### レスパイトケア

乳幼児や障害児・者、高齢者などを在宅でケアしている家族を癒やすため、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援サービスです。

##### ピアカウンセリング

ピアカウンセリングとは、同じような立場や悩みを抱えた人たちが集まって、同じ仲間として行うカウンセリングのことです。



##### セルフヘルプ活動

「自立」とも共通する概念であり、他人に依存せず、自分の力で、自己の向上・発展を目指し、また、同じ障害や同じニーズを持つ者同士が力を合わせ、お互いに助け合い、お互いの成長を図る活動をいいます。

## 基本目標2

### 第2節 社会生活と自立の支援

#### 1 教育の振興

##### 基本的な考え方

- 障害の有無によって分け隔てられることなく、市民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障害の有無にかかわらず、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みを構築するとともに、障害に対する理解を深めるための取組みを推進します。
- また、高等教育における障害学生に対する支援を推進するため、合理的配慮の提供等の一層の充実を図るとともに、障害学生に対する適切な支援を行うことができるよう環境の整備に努めます。
- さらに、障害者が社会においてその能力を発揮し、自己実現を図ることができるよう、障害者が学校教育のみならず生涯にわたってその年齢、能力、障害の特性等を踏まえた教育を受けられるよう取り組みます。

#### (1) インクルーシブ教育システムの推進

##### ①多様な学びの場の整備・推進

障害の有無にかかわらず、可能な限り共に教育を受けられるような条件整備に努めるとともに、自立と社会参加を見据えて、個々の児童生徒の教育的ニーズに応じた教育が提供されるよう、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の整備を推進していきます。

##### ②「学びの場」の決定や変更等の周知

障害のある児童生徒の就学先を決定するにあたっては、本人・保護者に対する十分な情報提供の下、本人・保護者の意見を最大限尊重しつつ、本人や保護者と教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とします。また、発達の程度や適応の状況等に応じて、柔軟に「学びの場」を変更できることについて、引き続き、関係者への周知を行っていきます。

##### ③合理的配慮についての周知

障害のある児童生徒に対する合理的配慮については、児童生徒一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズ等に応じて設置者・学校と本人・保護者間で可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましいことを引き続き周知していきます。

#### ④多様なニーズに応じた支援体制構築の推進

校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を構築するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、看護師、ST(言語聴覚士)、OT(作業療法士)、PT(理学療法士)等の専門家及び特別支援教育支援員の活用を図ることで、学校が組織として、障害のある児童生徒の多様なニーズに応じた支援を提供できるよう促進していきます。

#### ⑤障害の早期発見及び相談支援体制の充実

発達障害などを早期に発見し適切な支援につなげるため、医療、保健、福祉等との連携の下、就学時健診の結果等を踏まえ、早期からの教育相談・支援体制の充実を図ります。

#### ⑥関係機関間での情報共有・活用等

障害者が就学前から卒業後まで切れ目ない指導・支援を受けられるよう、子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を、情報の取扱いに留意しながら、必要に応じて関係機関間で共有・活用するとともに、保護者の参画を得つつ、医療、保健、福祉、労働等との連携の下、個別の教育支援計画の策定・活用を促進します。

### (2) 教育環境の整備

#### ①通常の学校における特別支援教育の体制整備の促進

特別支援教育に関する教職員の専門性の確保、指導力の向上を図るため、特別支援学校の地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図るとともに、専門機関との連携を強化し、通常の学校における特別支援教育の体制整備の促進に努めます。

#### ②ICTを活用した教材等の活用促進

情報通信技術(ICT)の発展等も踏まえつつ、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教科書をはじめとする教材や支援機器の活用を促進します。

#### ③学校のバリアフリー化促進と教室不足解消の促進

学校施設については、今後も多様化する教育環境のニーズに応えるため、校舎等の施設・設備の整備充実に努め、バリアフリー化を推進するとともに、特別支援学校の教室不足解消に向けた取組み等を推進します。

### (3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

障害者の生きがいづくりや社会参加に向け、障害者が生涯にわたり教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しむことができるよう、多様な学習活動を行う機会を提供・充実していきます。

## 2 文化芸術活動・スポーツ等の振興

### 基本的な考え方

- 全ての障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、町民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に役立てます。
- また、レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力の増強や交流、余暇の充実等を図るとともに、障害者スポーツの一層の普及に努めます。

### (1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備

#### ①障害児に対する文化活動の機会の提供

障害児に、広く文化芸術に触れ親しむことができるよう、文化芸術活動団体による実演芸術の公演等の機会を提供し、障害児の生きがいや生活の質の向上を図ります。

#### ②文化芸術活動に親しむことができる環境整備

障害者が、文化芸術活動に親しむことができる環境整備を進めるとともに、障害者のニーズに応じた文化芸術活動に関する人材の養成、相談体制の整備、関係者のネットワークづくり等の取組みを行い、障害の有無にかかわらず、文化芸術活動を行うことのできる環境づくりに取り組みます。特に、障害者の文化芸術活動に対する支援や、障害者の芸術作品の展示等の推進を図ります。

#### ③障害者の文化芸術活動の普及及び支援

全ての障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて障害者の生活を豊かにするとともに、町民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与するため、障害者の文化芸術活動の普及を図ります。また、民間団体等が行う文化芸術活動等に関する取組みを支援していきます。

#### ④レクリエーション活動等への支援

レクリエーション活動等を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するため、各種レクリエーション教室や大会・運動会などを開催し、障害者等が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行います。

## (2) スポーツに親しめる環境の整備

### ①スポーツに親しめる環境の整備

障害者が地域においてスポーツに親しむことができる施設・設備の整備等を進めるとともに、障害者のニーズに応じたスポーツに関する人材の養成等の取り組みを行い、障害の有無にかかわらずスポーツを行うことのできる環境づくりに取り組みます。

### ②障害者スポーツの普及促進

障害者スポーツの普及を図るとともに、民間団体等が行うスポーツ等に関する取り組みを支援します。特に、身体障害者や知的障害者に比べて普及が遅れている精神障害者のスポーツの振興に取り組みます。



### 3 雇用・就業，経済的自立の支援

#### 基本的な考え方

- 障害者が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるとの考え方の下、働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する者に対しては多様な就業の機会を確保するとともに、一般就労が困難な者に対しては福祉的就労の底上げにより工賃の水準の向上を図るなど、総合的な支援を推進します。
- また、雇用・就業の促進に関する施策との適切な組み合わせの下、年金や諸手当の支給、経済的負担の軽減等により障害者の経済的自立を支援します。

#### (1) 総合的な就労支援

##### ①障害者就労に向けた一貫した支援

福祉、教育、医療等から雇用への一層の推進のため、ハローワークや障害者職業センター等の地域の関係機関が密接に連携し、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を実施していきます。

##### ②トライアル雇用の推進

障害者雇用への不安を解消するため、トライアル雇用の推進等の取組みを通じ、事業主の障害者雇用への理解の促進を図ります。

##### ③一般就労の促進に向けた実習や求職活動の促進

就労移行支援事業所等において、一般就労をより促進するため、積極的な企業での実習や求職活動の支援（施設外支援）の推進を図ります。

#### (2) 経済的自立の支援

##### ①障害年金制度の周知

障害者が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、雇用・就業（自営業を含む）の促進に関する施策との適切な組み合わせの下、年金や諸手当の受給資格を有する障害者が、制度の不知・無理解により、障害年金を受け取ることができないことのないよう、制度の周知に取り組みます。

##### ②利用料や運賃等に対する割引・免除等

障害者が町等が運営している施設や公共交通機関を利用する際に、その必要性や利用実態を踏まえながら、利用料や運賃等に対する割引・減免等の措置を講じます。

### (3) 障害者雇用の促進

#### ①法に基づく障害者雇用の促進

障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率制度を中心に、引き続き、障害者雇用の促進を図ります。平成 25 年の障害者雇用促進法の改正により、精神障害者の雇用が義務化されたことも踏まえ、精神障害者の雇用の促進のための取組みを充実させます。

#### ②合理的配慮の提供義務についての啓発等

国の各種助成金制度の活用等を周知するとともに、雇用分野における障害を理由とする差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）について企業に対する啓発を行い、障害のある人もない人も共に働く職場環境の実現を目指します。

#### ③特例子会社制度等の周知

重度障害者の雇用を促進するため、特例子会社制度等の周知等に努め、職域拡大及び職場環境の整備を進めます。

### (4) 障害特性に応じた就労支援

#### ①障害特性に応じた就労支援

障害者職業センター等との連携により、精神障害、発達障害等の特性に応じた支援の充実・強化を図ります。また、採用後に障害を有することとなった人についても、円滑な職場復帰や雇用の安定のための施策を講じます。

#### ②ICTを活用した多様な働き方の推進

短時間労働や在宅就業、自営業など障害者が多様な働き方を選択できる環境を整備するとともに、情報通信技術（ICT）を活用したテレワークの一層の普及・拡大を図り、時間や場所にとらわれない働き方を推進します。

### (5) 福祉的就労の底上げ

#### ①福祉的就労の底上げ

障害者就労施設等の経営力強化に向けた支援や、共同受注化の推進等、就労継続支援B型事業所等における工賃の向上に向け、官民一体となった取組みを推進するなど、就労継続支援A型も含めた福祉的就労の底上げを図るとともに、その在り方を検討していきます。

#### ②物品調達の促進等

障害者優先調達推進法に基づく鹿児島県物品等調達方針や長島町障害者就労施設等からの物品等調達方針に基づき、障害者就労施設等の物品・サービスの情報提供の充実や購入しやすい仕組みづくり等、役場全体で調達の促進に取り組みます。

## 第3節 人権の尊重と共生社会の推進

### 1 生活環境の整備

#### 基本的な考え方

- 障害者が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障害者が安全に安心して生活できる住環境の整備、障害者が移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進、障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進等を通じ、障害者の生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を推進します。

#### (1) 住宅の確保

##### ①町営住宅のバリアフリー化と優先入居等の促進

町営住宅を新たに整備する際にはバリアフリー対応を原則とするとともに、既存の町営住宅のバリアフリー化改修を促進し、障害者向けの公共賃貸住宅の供給を推進します。また、障害者に対する優先入居の実施や単身入居を可能とするための取組みを推進します。

##### ②民間賃貸住宅への入居促進

障害者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、賃貸人及び障害者双方に対する情報提供等の支援を行います。また、一般住宅への入居が困難な障害者に対し、入居支援や地域の支援体制に係る調整等を行い、障害者の地域生活を支援します。

##### ③日常生活用具の給付や貸与、住宅改修に対する支援

障害者や民間賃貸住宅の賃貸人が行うバリアフリー改修等を促進するとともに、障害者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付又は貸与、及び用具の設置に必要な住宅改修に対する支援を行います。

##### ④地域における居住の場の確保

障害者の地域における居住の場の一つとして、日常生活上の介護や相談援助等を受けながら共同生活するグループホームの整備を検討するとともに、重度障害者にも対応した体制の充実を図ります。

##### ⑤防火安全体制強化の促進

障害者が安心して障害福祉サービス等を利用することができるよう、障害福祉サービス事業者等に対し、建築基準法や消防法の基準に適合させるための施設の改修等の協議や必要に応じた指導を行い、防火安全体制の強化を図ります。

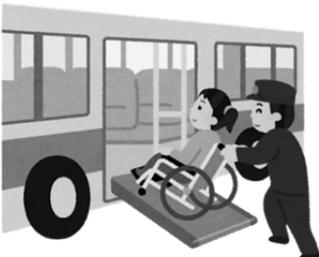
## (2) 移動しやすい環境の整備等

### ①旅客施設・公共交通機関等におけるバリアフリー化の促進

旅客施設における段差解消、障害者の利用に配慮した車両の整備等を交通事業者等と協議していくとともに、公共交通機関の旅客施設及び車両内における障害特性に配慮した案内表示や情報提供、人的な対応の充実について、様々な機会を通じて交通事業者等に要望していきます。

### ②STSの普及促進

障害者に対し個別的な輸送を提供するため、支援制度の活用等により福祉タクシー車両等によるスペシャル・トランスポート・サービス（STS）の普及促進を図ります。

<p><b>STS</b></p> <p>乗合バスやタクシーなど、通常の公共交通機関を利用することが困難な高齢者や障害者などの移動制約者に対して、個別的な輸送を提供する交通サービスです。移動・送迎支援サービスともいいます。</p>	
---	--

## (3) アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進

### ①町施設等におけるバリアフリー化促進

バリアフリー法に基づき、窓口業務を行う町の施設をはじめ、不特定多数の者や、主として高齢者、障害者が利用する一定の建築物の新築時等における「建築物移動等円滑化基準」の適合により、バリアフリー化を促進します。

### ②公園の整備等におけるバリアフリー化促進

公園の整備にあたっては、安全で安心した利用のためバリアフリー法に基づく基準や支援制度により、出入口や園路の段差解消、高齢者や障害者等が利用可能なトイレの設置等を進めます。また、身近な自然空間である河川の魅力を誰もが享受できるように水辺整備をまちづくりと一体となって進めていきます。

#### (4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

##### ①バリアフリー法関連施策のあり方への障害者等の社会参画促進

バリアフリー法及び関連施策のあり方について、高齢者、障害者等の社会参画の拡大の推進、バリアフリーのまちづくりの推進及びハード・ソフト一体となった取組みの促進に努めます。

##### ②障害者が安心・快適に暮らせるまちづくりの推進

福祉・医療施設の市街地における適正かつ計画的な立地の推進、公園等との一体的整備の促進、生活拠点の集約化等により、バリアフリーに配慮し、障害者が安心・快適に暮らせるまちづくりを推進します。

##### ③道路のバリアフリー化促進

障害者も障害のない人も安全で快適に道路を利用できるよう、歩道の補修や拡幅、段差の解消、視覚障害者用誘導ブロックの設置を行うなど、道路のバリアフリー化に取り組みます。

##### ④歩行者等の安全な通行確保に向けた取組みの推進

市街地等の生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、区域（ゾーン）を設定し、警察と協力しながら、最高速度 30km/h の区域規制、路側帯の設置・拡幅、物理的デバイス設置等の各種対策を効果的に組み合わせ、速度抑制や通過交通の抑制等を図ります。

## 2 情報アクセシビリティの向上

### 基本的な考え方

- 障害者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、情報アクセシビリティ（情報の利用しやすさ）の向上を推進します。
- また、障害者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進、支援機器の提供等の取組みを通じて意思疎通支援の充実を図ります。

### （1）情報通信における情報アクセシビリティの向上

#### ①国際規格、日本工業規格への準拠・配慮に基づく情報通信機器等の調達

町における情報通信機器等（ウェブコンテンツに関するサービスやシステムを含む）の調達は、情報アクセシビリティの観点に配慮し、国際規格、日本工業規格への準拠・配慮に関する関係法令に基づいて実施します。

### （2）情報提供の充実等

#### ①町ホームページにおける掲載情報等の充実

障害や障害者、障害福祉についての情報を収集し、障害者やその家族、支援者等が必要な時に障害福祉関係の情報を容易に入手できる総合窓口として、町ホームページの充実を図ります。

#### ②手話通訳士や要約筆記者の派遣推進

町が主催する講演会や講座において、手話通訳士や要約筆記者の派遣等を推進することにより、聴覚障害者や高齢のため聴こえづらくなった人の参加を促進します。

### （3）意思疎通支援の充実

#### ①意思疎通支援者の養成及び派遣の推進

障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者に対し、意思疎通支援者（手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等）を養成していくとともに、意思疎通支援者の派遣を推進していくことでコミュニケーション支援を充実させていきます。

#### ②日常生活用具の給付・貸与・利用促進

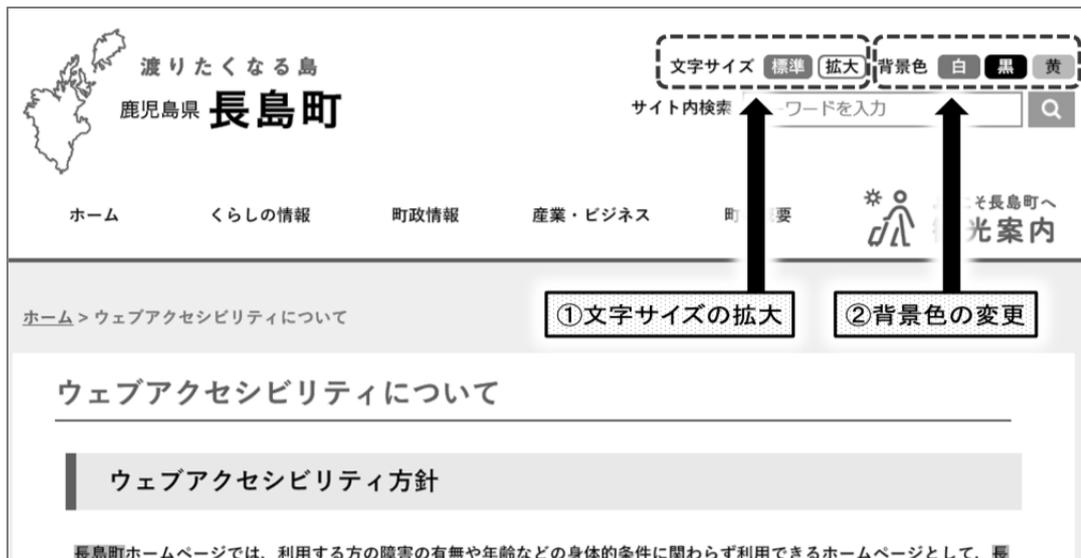
情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障害者に対し、日常生活用具の給付又は貸与を行うとともに、支援機器の利用促進を図ります。

#### (4) 行政情報のアクセシビリティの向上

##### ①町ホームページのウェブアクセシビリティ向上

障害者を含む全ての人が必要とする行政情報を容易に取得することができるよう、文字の拡大や背景色の変更等、利用しやすさに配慮した長島町のウェブサイトづくりに取り組みます。

図表：町ホームページにおけるウェブアクセシビリティ例



##### ②災害時における障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備

災害発生時，又は災害が発生するおそれがある場合に障害者に対して適切に情報を伝達できるよう，防災行政無線など障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進していきます。

図：防災行政無線戸別受信機(長島町ホームページ)



##### ③知的障害者にも分かりやすい情報の提供

障害や障害者に関する施策についての情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、知的障害者等にも分かりやすい情報の提供に努めます。

### 3 安心・安全な生活環境に向けて

#### 基本的な考え方

- 障害者が地域社会において安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障害特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、避難所や応急仮設住宅の確保、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災や復興に向けた取組みを推進します。
- また、障害者を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組みを推進します。

#### (1) 防災対策の推進

##### ①災害に強い地域づくり

障害者や福祉関係者等の参加及び防災関係部局と福祉関係部局の連携の下での、地域防災計画等の作成、防災訓練の実施等の取組みを促進し、災害に強い地域づくりを推進します。

##### ②障害特性に配慮した情報伝達体制の整備促進

災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者等の協力を得つつ、障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進します。

##### ③避難行動要支援者名簿等を活用した避難支援

災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に避難行動要支援者名簿等を活用した障害者に対する適切な避難支援や、その後の安否確認を行うことができるよう必要な体制整備を行います。

##### ④避難所等のバリアフリー化推進

避難所や、応急仮設住宅のバリアフリー化を推進するとともに、避難所において障害者が、必要な物資を含め、障害特性に応じた支援を得ることができるよう、必要な体制の整備を行います。

##### ⑤災害発生後の継続した福祉・医療サービス提供体制構築

災害発生後も継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、障害者支援施設・医療機関等における災害対策を推進するとともに、地域内外の他の社会福祉施設・医療機関等との広域的なネットワークの形成に取り組みます。

## (2) 防犯対策の推進

### ①障害者用メール 110 番・ファックス 110 番の周知・利用促進

ファックスやEメール等による緊急通報について、その利用促進を図ります。  
鹿児島県警察では、言葉や聴覚が不自由な方などが事件や事故に遭ったときに警察へ緊急通報する手段として、携帯電話やパソコンのメールを利用したメール 110 番を開設しています。

メール 110 番	ファックス 110 番
 kagoshima110@police.pref.kagoshima.jp	 0120-110-987

### ②各団体の連携による犯罪被害防止・早期発見

警察と地域の障害者団体、福祉施設、行政等との連携の促進等により、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。

## (3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

### ①消費者トラブルに関する情報の発信・提供等

障害者の消費者トラブルに関する情報を収集し、積極的な発信を行うとともに、その被害からの救済に関して必要な情報提供を行います。

また、消費者トラブルに関する出前講座等を実施する場合は、障害特性に応じて選択できる教材の提供に努め、障害者の消費者トラブルの防止及び被害からの救済を図ります。

### ②消費者被害の防止に向けたネットワークの構築

障害者団体、消費者団体、障害福祉関係団体、行政等、地域の多様な主体が連携し、消費者安全に関わる情報を共有し、障害者の消費者被害の防止に向けてネットワークの構築を図ります。

### ③消費生活相談窓口における消費者相談

消費生活相談窓口（水産商工課／商工観光係）において、ファックスや電子メール等での消費者相談を受け付けます。

また、相談を受ける消費生活相談員に対し、障害者理解のための研修等を実施することにより、障害者の特性に配慮した消費生活相談体制の整備を図ります。

## 4 差別の解消，権利擁護の推進及び虐待の防止

### 基本的な考え方

- 社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別の解消を進めるため、障害者団体等の取組みとの連携を図りつつ、企業等や町民の幅広い理解の下、環境の整備に係る取組みを含め、障害者差別解消法や鹿児島県「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組みます。
- 障害者虐待防止法の適正な運用を通じて障害者への虐待を防止するとともに、障害者の権利侵害の防止や被害からの救済を図るため、相談・紛争解決体制の充実等に取り組むことにより、障害者の権利擁護のための取組みを着実に推進します。

### (1) 権利擁護の推進，虐待の防止

#### ①障害者虐待防止法の広報啓発，虐待防止に向けた相談支援

障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、障害者虐待の防止及び養護者に対する相談等の支援に取り組みます。

#### ②意思決定支援ガイドラインの普及

障害者に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、国の意思決定支援ガイドラインの普及を図ります。

#### ③相談・紛争解決等を実施する体制の充実

障害者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、相談・紛争解決等を実施する体制の充実等に取り組むとともに、その利用の促進を図ります。

#### ④成年後見制度の適正な利用を促進

知的障害又は精神障害（発達障害を含む）により判断能力が不十分な人による成年後見制度の適正な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修等を実施していきます。

#### ⑤地域における虐待防止に向けた協力体制の構築

障害者への虐待の予防及び早期発見等を行うため、町民、障害者団体、障害福祉サービス事業者、企業等に対し、障害者虐待防止法の概要について積極的に啓発を行うとともに、地域における協力体制の構築を検討していきます。

#### ⑥障害児虐待の未然防止と早期対応

児童虐待の背景のひとつにある、障害児の子育てに係る課題を踏まえ、養護者に対する相談等の支援に取り組み、虐待の未然防止と早期対応に努めます。

### (2) 障害を理由とする差別の解消の推進

#### ①障害を理由とする差別の解消の推進

障害者差別解消法並びに同法に基づく基本方針、対応要領及び対応指針や鹿児島県「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害者に対する必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）の提供を徹底するなど、障害を理由とする差別の解消に向けて着実に取り組みを進めるとともに、企業等が適切に対応できるよう必要な対応を行います。

### (3) 行政等における配慮の充実

障害者とその権利を円滑に行使できるよう、必要な環境の整備や障害特性に応じた合理的配慮の提供を行います。また、行政機関の窓口等における障害者への配慮を徹底するとともに、行政情報の提供等にあたっては、ICT等の利活用も検討し、可能なものは積極的に導入するなど、アクセシビリティへの配慮に努めていきます。

#### ①事務・事業実施における合理的配慮

町における事務・事業の実施にあたっては、障害者差別解消法に基づく「障害を理由とする差別の解消の推進に関する長島町職員対応要領」により、障害者が必要とする社会的障壁の除去の実施について合理的配慮を行います。

#### ②職員の障害に関する理解促進

職員研修において、障害及び障害者への理解促進を図る研修を実施するとともに、窓口等における障害者への配慮の徹底を図ります。

#### ③ICTによる行政情報提供の検討

町における行政情報の提供等にあたっては、情報通信技術（ICT）の進展等も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供に努めます。

## 5 広報・啓発の推進

### 基本的方向性

障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、支えあう共生社会の理念の普及を図るとともに、障害者に関する町民の相互理解を促進するため、幅広い町民の参加による啓発活動を推進します。

### (1) 広報・啓発活動の推進

#### ①広報誌，ホームページを活用した普及・啓発活動

町広報誌「広報ながしま」や町ホームページを積極的に活用し、ノーマライゼーションの普及啓発活動に努めます。その際、単なる情報提供ということにとどまらず、より町民が関心を持てるよう、創意工夫に努めます。

#### ②障害者に対する理解促進

町民に広く障害者福祉についての関心と理解を深めていくため、恒常的な情報発信と「障害者週間」（毎年12月3日から12月9日）等を活用した障害者問題に関する啓発活動に努めます。

#### ③障害者に関するマークの普及・啓発

街で見かける障害者に関するマークには、主に次のようなものがあります。様々な種類がある障害者に関するマークについて、内容や趣旨の普及・啓発に努めます。



[出典] 鹿児島県ホームページ「障害者に関するマーク」

## (2) 障害及び障害者理解の促進

### ①障害や障害者理解に向けた啓発活動の実施

障害や障害者に対する町民の関心と理解を深めるため、障害者や障害福祉関係団体の参画の下、啓発活動を継続的に実施します。

### ②様々な障害に対する配慮等への理解促進

知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害、若年性認知症、盲ろう・重症心身障害その他の重複障害など、より一層の町民の理解が必要な障害や、外見からは分かりにくい障害について、その障害特性や必要な配慮等に関する市民の理解の促進を図ります。

### ③障害者が利用する設備等に対する周知

障害者が利用する視覚障害者誘導用ブロックや身体障害者補助犬、障害者用駐車スペース等に対する町民の理解を促進するとともに、その円滑な利活用に必要な配慮等について周知を図ります。



## (3) 福祉教育等の推進

### ①就学前教育及び学校教育における福祉教育の推進

幼稚園や保育所等における就学前教育や、小学校・中学校等における学校教育を通して障害者に対する理解を深める福祉教育を積極的に推進します。また、小学校・中学校と特別支援学校等との交流及び共同学習を推進します。

### ②生涯学習を活用した福祉教育の推進

生涯学習の一環として、交流事業や広報啓発活動を実施することにより、子どもから大人まであらゆる世代に対する福祉教育を推進します。

#### (4) ボランティア活動の推進

##### ①ボランティアに参加しやすい環境の整備

障害者の日常生活を支援する活動は多岐にわたり、特にボランティアの意識を持たなくとも様々な支援活動を行っている町民も多いことから、日常的な関わり合いのなかで障害者も含めて多くの町民がそれぞれボランティア活動に参加しやすくなるような支援に努めます。

##### ②専門ボランティアの育成・確保

社会福祉協議会と綿密に連携し、養成講座の開催や相談・情報提供等を行うことでボランティアの養成・確保に努めます。

専門的な資格を取得していなくとも比較的専門性の高いボランティアとして活動できるような手話通訳、点訳、朗読、外出介助を行うボランティアや障害者スポーツ指導員等の育成確保に努めます。

##### ③学校を通じてのボランティア活動の推進

児童生徒がより気軽にボランティア活動に参加できるよう、学校を通じてボランティア活動への協力を要請していきます。障害者との交流は福祉教育にもつながることからも取組みを推進していきます。

##### ④見守り活動の推進

障害者の生活を支援するため、交流活動や避難行動要支援者避難支援等制度を活用し、地域における見守り活動と支え合いにより、住民相互の支援体制の充実・強化を図ります。

※白紙です

## 第 5 章

### 第 5 期障害福祉計画及び

### 第 1 期障害児福祉計画

※白紙です

## 第 5 章 第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障害児福祉計画

### 1 国の基本指針の見直しに係る目標の設定

国の基本指針（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）では、平成 32 年までの障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標が示されました。第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障害児福祉計画は、国の定める基本指針において示された目標を踏まえ、以下に掲げる事項について成果目標を設定しました。

#### (1) 施設入所者の地域生活への移行促進

障害者の地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障害者（施設入所者）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、地域生活への移行者及び施設入所者数の数値目標を設定します。

項目	目標値等	備考
施設入所支援から地域生活への移行者数	3 人(9.7%)	● 目標年度：平成 32 年 ● 平成 28 年度末時点の入所者数：31 人
施設入所者の削減人数	1 人(3.2%)	

#### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国が「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を成果目標としたことを踏まえ、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。

項目	目標値等	備考
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置する	● 目標年度：平成 32 年

#### (3) 地域生活支援拠点等の整備

相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の体制づくり等を行う地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）を整備します。

項目	目標値等	備考
地域生活支援拠点等の整備	1 箇所	● 目標年度：平成 32 年

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の数値目標を設定します。また、目標を達成するため、就労移行支援事業の利用者

数及び事業者ごとの就労移行率について目標値を設定します。

障害者の一般就労後の定着も重要であることから、平成30年度に新設される就労定着支援事業により支援を開始した1年後の職場定着率についても、目標値を設定します。

項目	目標値等	備考
一般就労への移行者数	1人	● 目標年度：平成32年
就労移行支援事業の利用者数	3人	
利用者の就労移行率が3割を超える 就労移行支援事業所の割合	50.0%	
就労定着支援による支援開始1年後の 職場定着率	80.0%	● 各年度

#### (5) 障害児支援の提供体制の整備

障害児のライフステージに応じた切れ目のない支援を、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携して提供する体制を構築します。

項目	目標値等	備考
児童発達支援センターの設置	1箇所	● 目標年度：平成32年
保育所等訪問支援を利用できる 体制の整備	継続(整備済)	
主に重症心身障害児を支援する児童発達 支援事業所及び放課後等デイサービス事 業所の確保	1箇所	
医療的ケア児支援のための協議の場の設 置	設置する	● 目標年度：平成30年度末

## 2 第4期障害福祉計画における計画値及び実績値

### (1) 成果目標の進捗

成果目標	計画値			実績値		
	H27	H28	H29	H27	H28	H29
(1)福祉施設から地域生活への移行						
①地域生活移行者数(単位:人)	1	2	2	1	2	0
②入所者の削減見込(単位:人)	0	1	1	1	5	1
(2)地域生活支援拠点等の整備						
①地域生活支援拠点等の数(単位:か所)			--			0
(3)福祉施設から一般就労への移行等						
①就労移行者数(単位:人)	0	1	1	1	0	1
②就労移行支援事業の利用者数(単位:人)	3	4	5	5	4	1
③就労移行率が3割以上の就労移行支援事 業所の割合(単位:%)				0	0	0

※平成29年は実績見込(平成29年11月現在)

(2) 指定障害福祉サービス等の実績

成果目標	単位	計画値			実績値		
		H27	H28	H29	H27	H28	H29
(1) 訪問系サービス							
居宅介護	時間	120	130	140	115	108	152
	人	10	12	14	12	13	16
重度訪問介護	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
同行援護	時間	4	4	4	14	12	12
	人	1	1	1	2	2	2
行動援護	時間	6	6	6	4	5	4
	人	1	1	1	1	1	1
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
(2) 日中活動系サービス							
生活介護	人日	940	920	900	973	988	980
	人	50	49	48	50	53	50
自立訓練(機能訓練)	人日	22	22	22	3	16	11
	人	2	2	2	1	1	1
自立訓練(生活訓練)	人日	105	105	105	49	26	30
	人	7	7	7	5	1	2
就労移行支援	人日	70	80	90	52	34	20
	人	3	4	5	3	2	1
就労継続支援(A型)	人日	60	75	90	80	99	125
	人	3	4	5	4	5	6
就労継続支援(B型)	人日	730	747	820	813	889	935
	人	42	43	44	45	51	54
療養介護	人	8	8	8	7	6	6
短期入所(福祉型)	人日	10	10	1	5	8	10
	人	2	2	2	1	1	4
短期入所(医療型)	人日	5	5	5	12	11	10
	人	1	1	1	1	1	1
(3) 居住系サービス							
共同生活援助	人	17	18	20	19	20	22
施設入所支援	人	38	37	36	35	35	31
(4) 相談支援							
計画相談支援	人	20	21	22	18	19	22
地域移行支援	人	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	0
(5) 障害児通所支援							
児童発達支援	時間	85	90	95	91	156	190
	人	14	15	16	18	20	42
放課後等デイサービス	時間	45	45	60	2	55	140
	人	3	3	4	1	7	18
保育所等訪問支援	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
(6) 障害児相談支援							
障害児相談支援	人	17	18	20	22	34	42

※平成 29 年は実績見込(平成 29 年 11 月現在)

### 3 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画における各サービスの見込量

第5期障害福祉計画における各サービスの利用時間、利用者の見込量を算出しました。算出にあたっては、第4期計画における実績及び見込量を比較するとともに、実績値の推移を検証しています。

各サービスの利用対象を以下のマークで表記しています		
<b>身</b> …身体障害者	<b>知</b> …知的障害者	<b>精</b> …精神障害者
<b>発</b> …発達障害者	<b>難</b> …難病	<b>児</b> …障害児

#### (1) 障害福祉サービスの見込量

障害者総合支援法に基づく訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、相談支援について、実施に関する考え方及び見込量を定めます。

##### ①訪問系サービス

サービス種別	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護，重度障害者等包括支援	時間※1	150	160	170
	人※2	17	18	19

※1 月間のサービス提供時間／※2 月間の利用人数

サービス種別	概要
居宅介護 <b>身 知 精 発 難</b>	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護や家事の支援等を行います。
重度訪問介護 <b>身 知 精 発 難</b>	重度の肢体不自由者又は知的・精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で常時介護が必要な人への自宅での家事や入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護 <b>身</b>	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護 <b>知 精 発</b>	自己判断能力が制限されている人への危険回避のために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援 <b>身 知 精</b>	特に介護が必要な人への居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

② 日中活動系サービス **身 知 精 発 難**

サービス種別	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	人日分 <sup>※1</sup>	1,000	1,000	1,000
	人 <sup>※2</sup>	50	50	50
自立訓練（機能訓練）	人日分	40	40	40
	人	2	2	2
自立訓練（生活訓練）	人日分	80	100	120
	人	4	5	6
就労移行支援	人日分	60	80	100
	人	3	4	5
就労継続支援（A型）	人日分	160	180	200
	人	8	9	10
就労継続支援（B型）	人日分	950	950	950
	人	50	50	50
就労定着支援【H30 新設】	人	1	1	1
療養介護	人	7	7	7
短期入所（福祉型）	人日分	15	15	15
	人	3	3	3
短期入所（医療型）	人日分	5	10	10
	人	1	2	2

※1 「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

※2 月間の利用人数

サービス種別	概要
生活介護	常時介護が必要な人への昼間の入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動・生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、リハビリテーションや地域生活を営む能力の向上を目的に必要な訓練等を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、入浴、排せつ及び食事等に関する日常生活能力を向上するための支援等を行います。
就労移行支援	一般就労等を希望し、企業等への雇用又は在宅就労等が見込まれる障害者に 対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型）	一般就労が困難な人で、雇用契約に基づく就労が可能な人に働く場の提供、知識・能力の向上訓練を行います。
就労継続支援（B型）	雇用契約に基づく就労が困難な人に、働く場の提供、知識・能力の向上訓練を行います。
就労定着支援【H30 新設】	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
療養介護	医療と常時介護が必要な人への医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活の世話をを行います。
短期入所（福祉型）	日常介護する人が病気の場合などに、短期間（夜間も含む）の施設での入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
短期入所（医療型）	※障害者支援施設等において実施する「福祉型」と、病院、診療所、介護老人保健施設において実施する「医療型」に分類されます

### ③居住系サービス **身知精発難**

サービス種別	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活援助【H30 新設】	人※1	1	1	1
共同生活援助	人	20	21	21
施設入所支援	人	32	31	30

※1 月間の利用人数

サービス種別	概要
自立生活援助【H30 新設】	施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）を利用していたり、精神科病院等に入院していたりする人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助や入浴・排せつ・食事の介護等を行います。 ※グループホーム事業者自らが行う介護サービス包括型と、外部の居宅介護事業所に委託する外部サービス利用型とに分類されます
施設入所支援	施設入所者に、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

### ④相談支援 **身知精発難**

サービス種別	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	人※1	23	24	25
地域移行支援	人	1	1	1
地域定着支援	人	0	0	0

※1 月間の利用人数

サービス種別	概要
計画相談支援	<p>&lt;サービス利用支援&gt; 障害福祉サービス等を利用する方の心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画の作成を行います。</p> <p>&lt;継続サービス利用支援&gt; サービス等利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証（モニタリング）し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行います。</p>
地域移行支援	施設や精神科病院、保護施設、矯正施設に入所、入院されている方に対して、住居の確保や地域での生活に移行するための支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活する方などに対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時等の相談に対応します。

(2) 障害児福祉サービスの見込量

①障害児通所支援 **児**

サービス種別	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	人日分 <sup>※1</sup>	200	260	324
	人 <sup>※2</sup>	25	26	27
医療型児童発達支援	人日分	8	8	8
	人	1	1	1
放課後等デイサービス	人日分	72	76	80
	人	18	19	20
保育所等訪問支援	人日分	4	4	4
	人	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人日分	4	4	4
	人	1	1	1

※1 「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

※2 月間の利用人数

②障害児相談支援 **児**

サービス種別	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害児相談支援	人 <sup>※1</sup>	9	10	11

※1 月間の利用人数

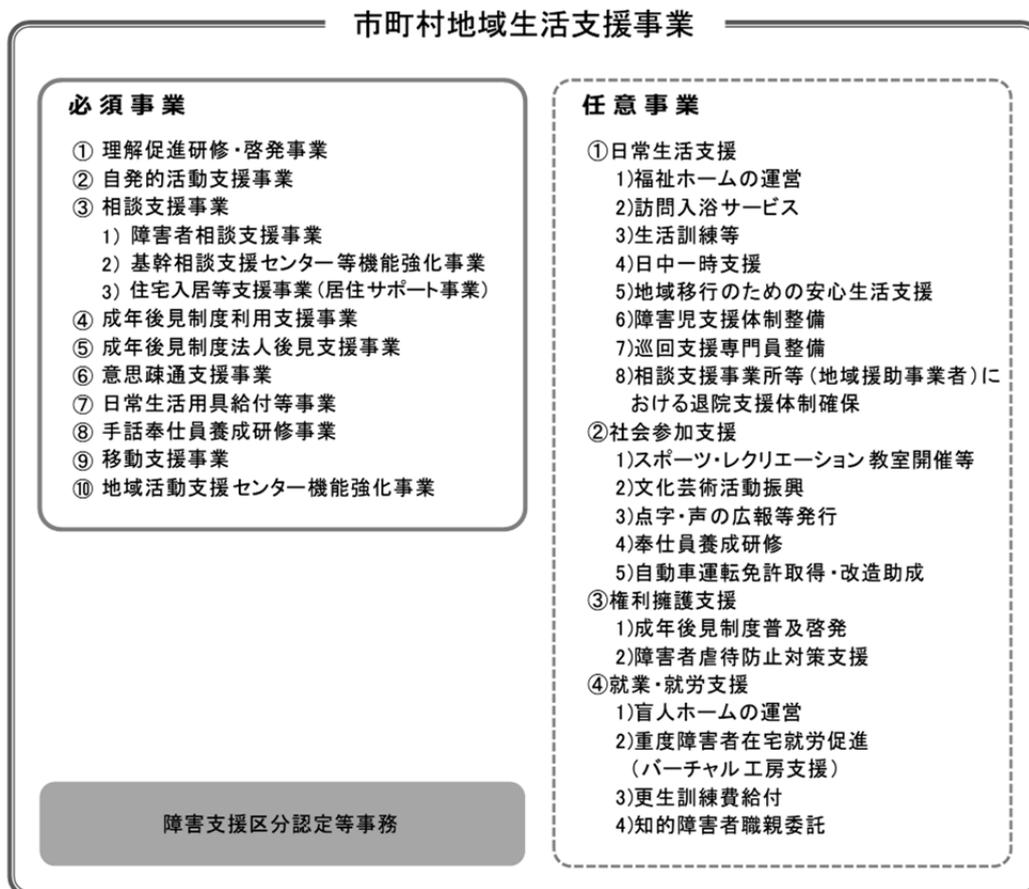
③医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数 **児**

サービス種別	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
コーディネーターの配置人数	人	0	1	1

## 4 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が主体となって、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施する事業ですが、生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付、ガイドヘルパーの派遣など、特に日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として必ず実施することとされています。さらに、市町村や都道府県が自主的に取り組む「任意事業」を組み合わせることによって、効果的なサービスを提供するものです。

地域生活支援事業について、各事業の実施に関する考え方及び見込量、見込量確保のための方策について定めます。



## (1) 必須事業

### ①理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業は、市町村が実施する地域社会の住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業です。

障害者等が日常・社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるための研修・啓発を行います。

### ②自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業です。

障害者等が自立した日常・社会生活を営むことができるよう、今後も事業の実施に向けて検討を重ねていきます。

### ③相談支援事業

相談支援事業は、障害者及び障害児に対応した一般的な相談支援を行うものです。相談者が相談しやすいよう窓口の体制を充実し、地域へ出向く相談体制の構築に取り組みます。

地域の社会資源などの情報提供、住宅への入居の支援、地域の多様なサービスを一人ひとりの状況に応じて組み合わせて利用を促すコーディネート機能が重要となるため、今後も事業の充実に向けて検討を重ねていきます。

サービス種別	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
相談支援事業				
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業※1	実施の有無	無	有	有
住宅入居等支援事業※2 (居住サポート事業)	実施の有無	無	無	無

※1 相談支援機能の強化のため、相談支援機関に専門的職員(社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等)を配置するものです。

※2 公営住宅や民間の賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由から入居困難な障害者を支援する事業で、入居にあたっての支援や、家主等への相談・助言などを行います。

#### ④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度の利用に際して申し立てに要する費用や後見人等の報酬を助成する事業です。

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成するものです。

サービス種別	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度利用支援事業	人/年※1	1	1	1

※1 実利用見込み者数

#### ⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の育成及び法人後見の活動が円滑に行われるような支援を行うため、今後も事業の実施に向けて検討を重ねていきます。

#### ⑥意思疎通支援事業

意思疎通支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。

サービス種別	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者設置事業	人/年	0	0	1
手話通訳者派遣事業	派遣件数/年	25	30	35
要約筆記者派遣事業	派遣件数/年	1	2	3

⑦日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業とは、重度障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等によって日常生活の便宜を図るものです。

サービス種別	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日常生活用具給付等事業	件/年	390	400	400

サービス種別	給付等の対象となる主な日常生活用具等
日常生活用具給付等事業	
介護・訓練支援用具	特殊寝台・特殊マット・入浴担架・移動用リフト・特殊尿器など
自立生活支援用具	入浴補助用具・特殊便器・T字状・棒状のつえ・電磁調理器・自動消火器 など
在宅療養等支援用具	透析液加温器・吸入器・酸素ボンベ運搬車・盲人用体温計など
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置・点字ディスプレイ・点字タイプライター・点字図書・盲人用時計 など
排泄管理支援用具	ストマ装具・紙おむつ・収尿器 など
住宅改修費	手すりの取り付け、段差の解消などの改修費と、これに付帯して必要な住宅の改修費

⑧手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は、聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業です。

手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した奉仕員を養成します。

サービス種別	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年※1	10	10	10

※1 実養成講習修了見込み者数

⑨移動支援事業

移動支援事業とは、地域での自立した生活や社会参加を促すことを目的に、屋外で移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うものです。

一人で外出するのが困難な障害者等の余暇活動等の社会参加のために、ガイドヘルパーが移動の支援を行います。

サービス種別	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
移動支援事業	事業所数	0	1	1

⑩地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターは、障害者の地域生活支援の促進を図ることを目的に、障害者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供などを行うものです。

地域活動支援センターでは、障害者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供など基礎的な事業を行うとともに、サービスの類型（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の3種）に応じて、各種の訓練や意識啓発事業などを行います。

サービス種別	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域活動支援センター				
地域活動支援センターⅠ型	事業所数			
	人/年			
地域活動支援センターⅡ型	事業所数	1	1	1
	人/年	180	200	200
地域活動支援センターⅢ型	事業所数			
	人/年			

サービス種別	概要
日常生活用具給付等事業	
地域活動支援センターⅠ型	基礎的事業のほか、専門職員を配置し医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進のための普及啓発事業を実施します。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件としています。
地域活動支援センターⅡ型	基礎的事業のほか、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
地域活動支援センターⅢ型	これまでの小規模作業所の移行先として想定された事業形態で、通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な経営が図られていることが条件となります。

## (2) 任意事業

地域生活支援事業の任意事業は、市町村の判断で事業を実施できることとされています。

### ①訪問入浴サービス

地域における身体に障害がある方の生活を支援するため、看護師，または准看護師もしくは介護職員が，訪問により居宅において入浴サービスを提供し，身体障害者の身体の清潔の保持，心身機能の維持等を図ることを目的とした事業です。<sup>※1</sup>

### ②日中一時支援

日中において障害のある方等を介護，監護する方がいない場合に活動の場を確保，提供し，一時的に見守り等の支援を行います。レスパイトケア<sup>※2</sup>としての役割も担うことを目的とした事業です。

### ③身体障害者自動車改造費助成事業

障害のある方等の自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業です。

### ④成年後見制度普及啓発

成年後見制度の利用を促進するために普及啓発を行い，障害のある方の権利擁護を図ることを目的とした事業です。

---

※1 サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合など，サービス提供従事者は，速やかに主治医，又は予めサービス提供事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じることになっています。

※2 家族に代わり一時的にケアを代替することで日々の疲れ等をリフレッシュする家族支援サービスをいいます。

※白紙です

## 第6章 計画の推進にあたって

※白紙です

## 第 6 章 計画の推進にあたって

### 1 計画の周知

本計画を広く住民に周知し、障害や障害者への正しい理解を普及しながら、「ともに生き、ともに支えあう やさしさのまち」に向け、障害者の豊かな地域生活の実現に努めていきます。

### 2 計画の推進体制の確立

本計画の推進体制においては、福祉・保健・医療・保育・教育・就労等で構成した自立支援協議会を中心に相互に連携しながら、障害者のライフステージに応じた支援を行い、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、計画の推進体制を確立します。

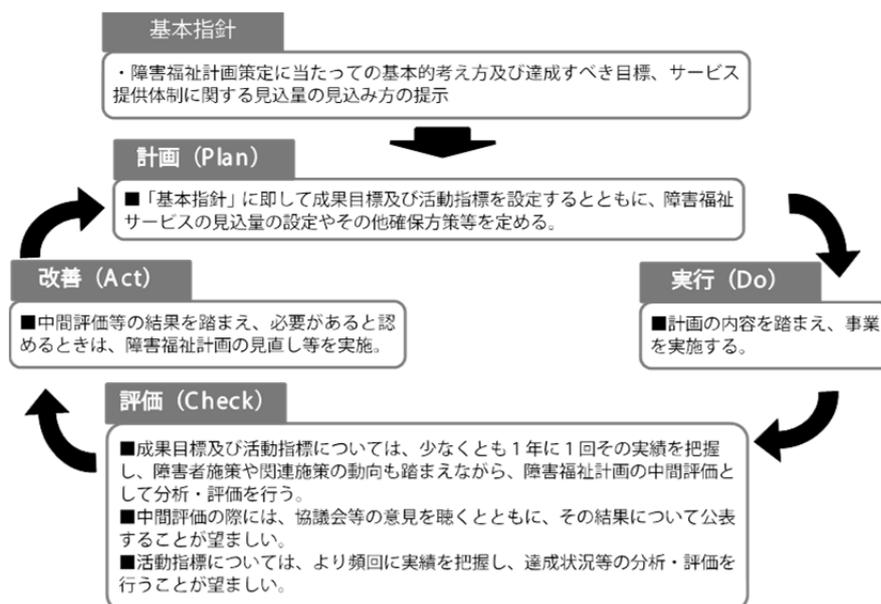
### 3 国・県及び近隣町との連携

本計画は、広域的に対応しなければならない施策もありますので、広域における障害福祉サービス等の状況を踏まえながら、国・県や近隣市町と連携し計画の推進に努めます。

### 4 計画の評価・検討

本計画の評価においては、PDCAサイクルを用い、少なくとも年1回の評価分析に努め、必要な場合は計画を見直すこととします。

本計画においては、基本指針に即して定めた数値目標を「成果目標」とし、各サービスの見込量を「活動指標」とします。



※白紙です

## 資料編

※白紙です

## 1 長島町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会

### (1) 設置要綱

長島町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律123号)第88条の規定に基づき、障害者計画及び障害福祉計画(以下「計画」という。)の策定するにあたり、障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、長島町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議を行い、計画の案を作成し、町長に報告する。

(1)計画の基本方針

(2)計画案の作成

(3)計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

(1)学識経験者

(2)障害者団体等の代表

(3)障害者及び障害者の親族等の代表

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が修了するまでの期間とする。ただし、委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、町民福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成29年9月1日から施行する。

2 この告示は、委員会が計画を町長に報告した日の翌日にその効力を失う。

## (2) 委員等名簿

### ①委員

区 分	番号	関係機関名・役職	氏 名
第3条第2項(1) 障害者施策に見識を 有する団体	1	長島町社会福祉協議会 事務局長	前 香二
	2	長島町議会総務民生常任委員会 委員長	林 義明
	3	長島町民生委員児童委員協議会 会長	川田 幸則
	4	長島町自治公民館連絡協議会 会長	飯田 満穂
第3条第2項(2) 障害者団体及び 家族・保護者団体	5	長島町身体障害者連絡協議会 会長	小崎 忍
	6	長島町手をつなぐ育成会 会長	小森 れい子
	7	出水地区精神障害者家族会 会長	稲田 耕司
	8	出水地区聴覚障害者協会 副会長	牧 実夫
第3条第2項(3) 障害者及び 障害者の親族等	9	身体障害者代表	有馬 フジノ
	10	知的障害者保護者代表	瑞泉 やすえ
	11	知的障害児保護者代表	松田 由美

### ②関係者

区 分	番号	関係機関名・役職	氏 名
第6条第4項 関係者	12	障害者支援施設 あいわの里支援センター 相談員	牛ノ瀨 真久
	13	NPO法人 長島福祉作業所 ぽんぽこ村 施設長	大堂 和枝
	14	相談支援事業所 ぽんぽこ 相談員	大堂 志保子
	15	出水保健所(精神保健担当) 保健師	狩元 美奈子

## 2 長島町障害者就労施設等からの物品等調達方針

### 平成 29 年度長島町障害者就労施設等からの物品等調達推進方針

#### 1 目的

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等から物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図ることを目的とする。

#### 2 適用範囲

本方針の適用範囲は、本町の全ての機関が発注する物品等の調達とする。

#### 3 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針による調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく事業所等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

(2) 障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

(3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

ア 障害者の雇用促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所（※）

（※）重度障害者多数雇用事業所とは次の要件をすべて満たすものをいう。

① 障害者の雇用数が 5 人以上

② 障害者の割合が従業員の 20%以上

③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30%以上

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）

イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅支援団体）

#### 4 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、次のとおりとする。

(1) 物品

ア 事務用品・書籍（事務用品、用紙、封筒、ゴム印、書籍など）

イ 食料品・飲料（パン、弁当、加工食品、飲料、野菜など）

ウ 小物雑貨（組紐製品、布製品、木工、陶器、織物等）

エ その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

ア 印刷（ポスター、チラシ、報告書、名刺、封筒など）

イ クリーニング

- ウ 清掃・施設管理（清掃、除草作業、施設管理など）
- エ 情報処理・テープ起こし（プログラミング、データ入力、テープ起こしなど）
- オ その他障害者就労施設等が提供可能な役務

## 5 調達推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取り組みを行う。

### (1) 調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等が提供する物品等の内容など、その調達の推進のために必要な情報提供を行う

### (2) 障害者就労施設等の受注機会増大のための措置

物品等の調達にあたっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次の観点についても配慮することとする。

ア 物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。

イ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう可能な限り分離発注を行うなど発注方法を考慮するように努める。

ウ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間及び発注量を考慮するよう努める。

エ 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明に努める。

### (3) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を積極的に活用すること。

## 6 調達方針及び調達実績の公表

(1) 調達方針を策定したときは、町ホームページ等により速やかに公表する。

(2) 調達実績は、毎会計年度終了後に取りまとめ、町ホームページ等により、速やかに公表する。

## 7 調達目標

平成 29 年度の障害者就労施設等からの物品の調達目標金額は、次の金額とする。

調達目標金額 3,342,000 円以上

## 8 調達担当部署

調達方針の策定及び見直し、調達実績の取りまとめ及び庁内の周知等に関する調整事務は、企画財政課財政係及び町民福祉課社会福祉係が行う。

## 9 進行管理

調整担当部署は、調達の目標を達成するため、年度途中における調達状況の把握を行い、進行管理に努めるものとする。

## 10 その他

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じて本方針の見直しを行うものとする。

(附則)

この方針は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

### 3 障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例

#### 障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例

##### 目次

##### 前文

##### 第1章 総則(第1条 第7条)

##### 第2章 障害を理由とする差別の禁止(第8条 第16条)

##### 第3章 障害を理由とする差別をなくすための施策(第17条 第25条)

##### 第4章 雑則(第26条)

##### 附則

全ての県民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人であり、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が望まれる。

しかしながら、今なお障害のある人が、日常生活及び社会生活の様々な場において、障害を理由とする不利益な取扱いや、様々な社会的障壁による制約に直面している。

本県においては、高齢化の進行等とともに、年々障害のある人の数が増加する傾向にあり、また、離島においては、福祉サービスの利用が島内に限定されるなど地理的条件による制約がある。

このような状況を踏まえ、私たちは、障害のある人に対する福祉サービスを充実するとともに、幼児期から障害のある人となない人とが交流する機会を設けるなどして、障害のある人もない人も共に地域社会で生きるという意識を育むことにより、県民の障害に対する理解を深め、障害を理由とする差別の解消を推進しなければならない。

ここに、障害を理由とする差別をなくし、障害のある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる鹿児島づくりを進めるため、この条例を制定する。

##### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消に関し、基本理念を定め、県及び県民の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別を解消するための基本となる事項を定めることにより、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)と相まって、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とする。

##### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 障害を理由とする差別 障害のある人に対し、正当な理由なく障害を理由とする不利益な取扱いをすること又は社会的障壁の除去を必要としている障害のある人が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときに、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮がなされないことをいう。

(基本理念)

第3条 障害を理由とする差別の解消に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 全ての県民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- (2) 全ての障害のある人は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (3) 全ての障害のある人は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- (4) 障害を理由とする差別の多くが障害のある人に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていること及び誰もが障害を有することとなる可能性があることを踏まえ、
- (5) え、障害のある人だけでなく全ての県民が、障害についての知識及び理解を深める必要があること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策（以下「障害者差別解消施策」という。）を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(市町村への要請及び支援)

第5条 県は、市町村に対し、地域の実情に応じた障害者差別解消施策を策定し、及びこれを実施することを求めるものとする。

- 2 県は、障害のある人に関する施策における市町村の役割の重要性に鑑み、市町村と連携を図るとともに、市町村が障害者差別解消施策を策定し、及びこれを実施しようとするときは、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民の責務)

第6条 県民は、第3条に規定する基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるとともに、県又は市町村が実施する障害者差別解消施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 障害のある人は、自らの障害の特性及び障害があることによる社会的障壁について可能な範囲内において、県民に伝え、理解が得られるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第7条 県は、障害者差別解消施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 障害を理由とする差別の禁止

(障害を理由とする差別の禁止)

第8条 次条から第16条までに定めるもののほか、何人も、障害のある人に対して、障害を理由とする不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害のある人が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がなされなければならない。

(福祉サービスの提供における障害を理由とする不利益取扱いの禁止)

第9条 福祉サービスに従事する者は、障害のある人に対して福祉サービスを提供する場合において、正当な理由なく、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 福祉サービスに従事する者は、障害のある人の心身の状況、その置かれている環境及び障害のある人の福祉サービスの利用に関する意向等を勘案することなく、障害を理由として、障害のある人の意思に反して、福祉サービスを行う施設への入所その他福祉サービスの利用を強制してはならない。

(医療の提供における障害を理由とする不利益取扱いの禁止)

第10条 医療従事者は、障害のある人に対して医療を提供する場合において、正当な理由なく、障害を理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 医療従事者は、法令に別段の定めがある場合を除き、障害を理由として、障害のある人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強制してはならない。

(商品の販売及び役務の提供における障害を理由とする不利益取扱いの禁止)

第11条 不特定かつ多数の者に対して商品の販売又は役務の提供を行う者は、障害のある人に対して商品の販売又は役務の提供を行う場合において、正当な理由なく、障害を理由として、商品の販売若しくは役務の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

(労働及び雇用における障害を理由とする不利益取扱いの禁止)

第12条 事業主は、労働者の募集又は採用を行う場合において、障害のある人に対し、正当な理由なく、障害を理由として、応募又は採用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 事業主は、障害のある人を雇用する場合において、次に掲げる事項について、正当な理由なく、障害を理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

- (1) 賃金
- (2) 労働時間、休憩、休日及び休暇
- (3) 昇進、降格、配置転換、休職及び復職
- (4) 教育訓練及び研修
- (5) 福利厚生
- (6) 前各号に掲げるもののほか、労働条件に関すること。

3 事業主は、正当な理由なく、障害を理由として、障害のある人を解雇してはならない。

(教育における障害を理由とする不利益取扱いの禁止)

第13条 教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員は、障害のある人が教育を受ける場合において、障害のある人の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするための教育上必要な支援を講じなければならない。

2 教育委員会は、障害のある人若しくはその保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。)に対し必要な説明を行わず、又はこれらの者から意見を聴取せずに、就学させるべき学校(同法第1条に規定する小学校、中学校又は特別支援学校(小学部及び中学部に限る。)をいう。)を決定してはならない。

(公共的施設及び交通機関の利用における障害を理由とする不利益取扱いの禁止)

第14条 不特定かつ多数の者の利用に供される建物、施設又は設備(以下「公共的施設」と

いう。)の所有者、管理者又は占有者は、その公共的施設を障害のある人が利用する場合において、正当な理由なく、障害を理由として、利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 公共交通事業者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第4号に規定する公共交通事業者等をいう。）は、その管理する旅客施設（同条第5号に規定する旅客施設をいう。）又は車両等（同条第7号に規定する車両等をいう。）を障害のある人が利用する場合において、正当な理由なく、障害を理由として、利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

（不動産取引における障害を理由とする不利益取扱いの禁止）

第15条 不動産取引を行う者は、障害のある人と不動産取引を行う場合において、正当な理由なく、障害を理由として、取引を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、あその他不利益な取扱いをしてはならない。

（情報の提供及び受領における障害を理由とする不利益取扱いの禁止）

第16条 不特定かつ多数の者に対して情報の提供を行う者又は不特定かつ多数の者から情報を受領する者は、障害のある人に対して情報の提供を行い、又は障害のある人から情報を受領する場合において、正当な理由なく、障害を理由として、情報の提供又は受領を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

### 第3章 障害を理由とする差別をなくすための施策

（相談への対応）

第17条 県は、障害を理由とする差別に関し、相談に応ずるものとする。

- 2 県は、前項の相談を受けたときは、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 相談者に対して必要な助言及び情報提供を行うこと。
  - (2) 相談に係る関係者間の調整を行うこと。
  - (3) 関係行政機関への通告、通報その他通知を行うこと。

（相談員の配置）

第18条 知事は、前条第2項各号に掲げる業務を行わせるため、障害のある人に関する相談又は人権擁護について知識又は経験を有する者のうちから、相談員を委嘱することができる。

- 2 相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。相談員でなくなった後においても、同様とする。

（鹿児島県障害者差別解消支援協議会の設置）

第19条 障害を理由とする差別を解消するための取組を推進するため、鹿児島県障害者差別解消支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会は、次に掲げる事務を行う。

障害を理由とする不利益な取扱いに該当する事案（以下「対象事案」という。）について、あっせんを行うこと。

知事の諮問に応じ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する事項に関し、調査審議すること。

- 3 協議会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会とする。

(あっせんの申立て)

第20条 障害のある人は、自己に対する対象事案の解決を図るため、知事に対してあっせんの申立てをすることができる。

- 2 対象事案に係る障害のある人の家族その他の関係者は、前項の申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが障害のある人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。
- 3 前2項の申立ては、第17条第2項に規定する相談への対応を経た後でなければ、することができない。
- 4 第1項及び第2項の申立ては、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）その他の法令に基づく不服申立て又は苦情申立てをすることができる行政庁の処分又は職務執行については、することができない。

(あっせん)

第21条 知事は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、協議会に対して、あっせんの手続を開始するよう求めるものとする。

- 2 協議会は、前項の規定による求めがあったときは、あっせんが対象事案の解決に資すると認められない場合を除き、あっせんを行うものとする。
- 3 協議会は、あっせんを行うために必要があると認めるときは、対象事案の関係者に対して、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 4 協議会は、第2項の規定によりあっせんを行わないこととしたとき、あっせんが終わったとき又はあっせんを打ち切ったときは、その旨を知事に報告するものとする。

(勧告及び公表)

第22条 協議会は、障害を理由とする不利益な取扱いを行った者が、正当な理由なくあっせん案を受諾せず、又はこれを受諾したにもかかわらず、あっせんに従わないときは、知事に対して、障害を理由とする不利益な取扱いを行った者が、障害を理由とする不利益な取扱いを解消する措置をとるよう勧告することを求めることができる。

- 2 知事は、前項の規定による求めがあった場合において、必要があると認めるときは、障害を理由とする不利益な取扱いを行った者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。
- 3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(意見陳述の機会の付与)

第23条 知事は、前条第3項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対してその旨を通知し、かつ、その者又はその代理人に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

(表彰)

第24条 知事は、障害を理由とする差別の解消の推進に特に功績があったものに対し、表彰を行うものとする。

(普及啓発)

第25条 県は、障害を理由とする差別を解消することの重要性について県民の関心と理解を深めるため、障害及び障害のある人に関する知識の普及啓発に努めるものとする。

#### 第4章 雑則

(規則への委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第19条第3項の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行後3年を目処として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 4 用語解説

### 英字

#### ICT

情報・通信に関する技術の総称。従来から使われている「IT（Information Technology）」に代わる言葉として使われている。海外では、ITよりICTのほうが一般的である。

#### PDCAサイクル

活動において業務を継続的に改善していく手法の一つ。Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）の4つの頭文字を取ったもの。最後のActの実施を受け、次のPDCAサイクルのPlanに繋げることで、継続的に業務改善を実施していく。

#### STS

スペシャル・トランスポート・サービス。乗合バスやタクシーなど、通常の公共交通機関を利用することが困難な高齢者や障害者などの移動制約者に対して、個別的な輸送を提供する交通サービス。移動・送迎支援サービスともいう。

### あ行

#### アクセシビリティ

年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることをいう。

#### 医療的ケア

家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のこと。医療的な生活援助行為を、医師による治療行為と区別するために、介護や教育などの現場で定着してきた経緯がある。

#### インクルーシブ教育

英語の「inclusive education」を指し、「包容する教育」と訳される。日本などが締結している障害者権利条約は「障害者が一般的な教育制度から排除されないこと」を求めており、日本でも障害のある子が通常学級で過ごしたり、特別支援学級のある通常の学校に通ったりする例がある。

#### インクルージョン

地域社会はさまざまな人によって構成されていることが自然であり、そこで、それぞれがその人らしい暮らしを築いていくことを実現していく社会の在り方をいう。

#### 横断的

異なる分野・種類などを越えたつながりがあるさま。

### か行

#### ガイドヘルパー

移動介護従事者。全身性障害を持つ者、視覚障害を持つ者、知的障害を持つ者など一人で外出するのが困難な者について必要なサポートや介助を行う。

#### カウンセリング

心理相談のこと。健常なクライアント（来談者）がいただく心配、悩み、苦情などを、面接、手紙、日記などを通じて本人自身がそれを解決することを援助する方法。精神医学では、しばしば精神療法と同義に用いられる。

#### 慣行

その社会や組織の中で、しきたりとして行われていること。

#### 観念

物事について抱く考えや意識。

## 客体

主体の認識・行為などの対象となるもの。  
かくだい。

## 享受

受け入れて自分のものとする。受け入れて、味わい楽しむこと。

## 共生型サービス

介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定も受けやすくなるようにするもの。高齢者や障害児者が共に利用できる新たなサービス。平成 29 年 5 月 26 日に成立。

## 共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会。誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会。

## 享有

権利・能力などを、人が生まれながら身につけて持っていること。「基本的人権の享有」「人間は自由と責任とを享有している」

## 権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症(痴呆)の高齢者、障害者の権利を守ることやニーズ表明を支援し代弁すること。

## 合理的配慮

障害のある方々の人権が障害のない方々と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障害特性や困りごとに合わせて行われる配慮のこと。「障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)」により、この合理的配慮を可能な限り提供することが、

行政・学校・企業などの事業者に求められるようになった。

## コーディネート

物事を調整すること。間に立ってまとめること。

## さ行

### 市民後見人

一般市民による成年後見人。認知症や知的障害などで判断能力が不十分になった人に親族がいない場合に、同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う。自治体などが行う養成研修を行っている。

### 社会福祉協議会

地域の福祉向上を目的として、住民と福祉関係機関・団体により構成された民間福祉団体。国・都道府県・市区町村単位に設置されている。

### 若年性認知症

65 歳未満で発症する認知症の総称。18 歳から 44 歳までに発症するものを若年期、45 歳から 65 歳未満で発症するものを初老期と分類し、50 歳代の発症が多くみられる。

### 周産期医療

周産期(妊娠 22 週から生後満 7 日未満の期間)前後における医療。この期間は、母体や胎児、新生児の生命にかかわるさまざまなトラブルの可能性が考えられるため、産科、小児科の協力による総合的な医療体制が提唱されている。

### 手話通訳士

手話技術によって、聴覚障害者と健聴者(聴覚に障害のない人)が円滑にコミュニケーションをはかれるように支援する者。

### 障害者虐待

身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放置、経済的虐待の5分類とされている。

### 障壁

さまたげ。へだて。邪魔になるもの。

### 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービス。平成30年4月1日施行となる改正障害者総合支援法で新たに創設される。

### 振興

物事を盛んにすること。物事が盛んになること。

### 心理的ケア

精神面での管理・援助・介護のこと。メンタルケア。

### スクールカウンセラー

学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家。多く臨床心理士があてられる。

### スクールソーシャルワーカー

児童・生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童・生徒の社会環境を構成する家族や、友人、学校、地域に働きかけ、福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職。

### 成年後見制度

知的障害者・精神障害者・認知症の高齢者など、判断能力が十分でなく、自分自身の権利を守ることができない成人の財産管理などを支援する制度。

### セルフヘルプ活動

「自立」とも共通する概念であり、他人に依存せず、自分の力で、自己の向上・発展を目指し、また、同じ障害や同じニーズをもつ者同士が力を合わせ、お互いに助け合い、お互いの成長を図る活動をいう。

### 措置

事態に応じて必要な手続きをとること。取り計らって始末をつけること。処置。

## た行

### 地域包括ケアシステム

地域に生活する高齢者の住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するためのケアシステム。厚生労働省が、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに実現を目指している。

### デバイス

道具・仕掛け・考案・くふう・方策・図案・意匠などを意味する英単語。

### テレワーク

ICT(情報通信技術)を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方。

### 特別支援教育コーディネーター

発達障害者の特別支援をするための教育機関や医療機関への連携、その者の関係者(家族など)への相談窓口を行う専門職を担う教員のこと。

### 特例子会社制度

雇った障害者を親会社の雇用とみなして雇用率に合算できる子会社。障害者が5人以上で、従業員に占める割合が20%以上などの条件を満たした場合に、厚生労働相が認定する。

### トライアル雇用

公共職業安定所の紹介により特定の労働者を、短期間(原則として3カ月)試行的に

雇い、その間、企業と労働者が相互に適性を判断、両者が合意すれば本採用に移行する制度のこと。

## な行

### 難病

1972年厚生省が発表した難病対策要綱にあげられた、原因も治療法も医学的に確立していない病気で、かつ経過が慢性にわたり、経済的にも介護の上でも家族に負担の大きいもの。

### ノーマライゼーション

高齢者や障害者などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方。また、それに基づく社会福祉政策。

## は行

### バーチャル工房支援

重度障害者在宅就労促進事業。重度障害者が自宅に居ながらも、ICT技術を活用することにより社会との繋がりを持ち、仕事を心得働くことにより、社会的・経済的・精神的にも自立するための支援。

### 配慮

心をくばること。他人や他の事のために気をつかうこと。

### バリアフリー

障害を持つ人々が、生活環境（住宅、地域施設、交通施設）において、普通に生活することを阻んでいる障壁（バリア）をなくすこと。

### ピアカウンセリング

同じような立場や悩みを抱えた人たちが集まって、同じ仲間として行うカウンセリングのこと。

### フォローアップ

一度行ったことを、強化したり効果を確認したりするために、もう一度行うこと。その後の進展などを継続的に調査することなどをいう。

### ペアレントメンター

自閉症などの発達障害のある子供を育てた経験がある保護者等で、同じように発達障害の診断を受けた子供をもつ保護者等に対し、自身の子育ての経験から相談に応じたり、有益な情報を提供したりするボランティア支援者。

### 法定雇用率

障害者雇用促進法によって定められた常用雇用者数に対する障害者の割合。民間企業・国・地方公共団体に対し、それぞれの雇用割合が設けられている。

## や行

### 養護者

障害者を現に養護する者であり、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者をいう。具体的には、身の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている障害者の家族、親族、同居人等が該当し、同居していても、現に身の世話をしている親族・知人などが養護者に該当する場合がある。

### 要約筆記者

聴覚障害者への情報保障手段の一つで、話されている内容を要約し、文字として伝えることをいう。主に第一言語を手話としない中途失聴者・難聴者などを対象とする。

## ら行

### ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

## リハビリテーション

病気や外傷によって身体的あるいは精神的な障害が起こると、本来ごく自然に行われていた家庭的、社会的な生活が制約されるようになるが、こうした障害のある人に対して残された能力を最大限に回復させ、また新たな能力を開発し、自立性を向上させ、積極的な生活への復帰を実現するために行われる一連の働きかけをいう。

## 療育

発達障害など様々な障害を持つ子どもに、その特性による生きにくさを改善し、社会自立やより制約の少ない生活ができるよう、医療や専門的な教育機関と連携し、必要なトレーニングを施していくことをいう。

## 療養

病気やけがの手当てをし、からだを休めて健康の回復をはかること。治療と養生。

## レスパイトケア

乳幼児や障害児・者、高齢者などを在宅でケアしている家族を癒やすため、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援サービス。

## わ行

### 我が事・丸ごと

制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が、『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の考え方。